

# 小学校新教育課程

## Q & A

平成20年9月  
佐賀県教育委員会

# 目 次

<b>総則</b>	1
Q 1 改正教育基本法等を踏まえ、どのように学習指導要領は改訂されたのですか。	
Q 2 学習指導要領の改訂の基本方針は何ですか。	
Q 3 教育課程編成の原則は何ですか。	
Q 4 教育課程の編成は、どのような手順で行うのですか。	
Q 5 教育課程の評価と改善は、どのように図ったらよいですか。	
Q 6 授業時数等の取扱いについては、どのようになっていますか。	
Q 7 授業の1単位時間の運用について、どのような配慮が必要ですか。	
Q 8 指導計画の作成に当たっての配慮事項は、何ですか。	
Q 9 時間割の弾力的な編成については、どのように考えるのですか。	
Q 10 教育課程の実施に当たって、どのような配慮が必要ですか。	
Q 11 内容の取扱いについては、どのように留意すればよいですか。	
Q 12 標準授業時数の「標準」とは、どのように考えればよいですか。	
Q 13 言語活動の充実をどのように図ればよいですか。	
Q 14 特別支援学級の教育課程の取扱いは、どのようにしたらよいですか。	
<b>国語</b>	11
Q 1 国語科の目標は、どのように改善されましたか。	
Q 2 国語科の内容は、どのように改善されましたか。	
Q 3 今回の改訂のポイントはどこにありますか。	
Q 4 言語活動例が「内容」の項に移行したことによるどのような意味がありますか。また、その指導をどのように行えばよいですか。	
Q 5 「伝統的な言語文化」に関する事項の設定から古典重視の傾向がうかがえますが、小学校での指導はどのようにすることが望ましいですか。	
Q 6 言語活動の充実について、国語科の役割と他教科との関連をどのようにとらえればよいですか。	
<b>社会</b>	18
Q 1 社会科の目標は、どのように改善されましたか。	
Q 2 社会科の内容は、どのように改善されましたか。	
Q 3 社会科の目標に掲げてある「公民的資質の基礎を養う」とは、具体的にどのような力を養うことですか。	

- Q 4 言語活動の充実を図るには、どのような学習活動が考えられますか。
- Q 5 第5・6学年の内容に「地球儀の活用」が加えられていますが、具体的にはどのような場面で活用していけばよいですか。

**算数** . . . . . 2 2

- Q 1 算数科の目標は、どのように改善されましたか。
- Q 2 算数科の内容は、どのように改善されましたか。
- Q 3 指導計画の作成に当たって、どのような配慮が必要ですか。
- Q 4 算数的活動を通じた指導をする上で、どのようなことに留意したらよいですか。
- Q 5 算数的活動について、移行期間中の取扱いはどのようになりますか。

**理科** . . . . . 2 8

- Q 1 理科の目標は、どのように改善されましたか。
- Q 2 理科の内容は、どのように改善されましたか。
- Q 3 理科の内容区分は、どのように改善されましたか。
- Q 4 理科の内容の追加、削除、中学校への移行統合に伴い、注意しなければならないことは、どのようなことですか。
- Q 5 国際的な通用性とは、どのようなことですか。
- Q 6 移行期間中の現行学習指導要領の内容については、はじめて規定が適用されるのですか。
- Q 7 各学年で中心的に育成する問題解決の能力はどのようなものですか。

**生活** . . . . . 3 4

- Q 1 生活科の目標は、どのように改善されましたか。
- Q 2 生活科の内容は、どのように改善されましたか。
- Q 3 指導計画の作成に当たって、どのような配慮が必要ですか。
- Q 4 活動や体験の充実を図るには、どのようなことに留意すればよいですか。

**音楽** . . . . . 3 8

- Q 1 音楽科の目標は、どのように改善されましたか。
- Q 2 音楽科の内容は、どのように改善されましたか。
- Q 3 内容の取扱いについて、どのようなことに留意すればよいですか。
- Q 4 移行期間中は、どのようなことに留意すればよいですか。

**図画工作** . . . . . 4 2

- Q 1 図画工作科の目標は、どのように改善されましたか。
- Q 2 図画工作科の内容は、どのように改善されましたか。
- Q 3 指導計画の作成に当たって、どのような配慮が必要ですか。
- Q 4 鑑賞について、どのような配慮が必要ですか。

**家庭** . . . . . 4 7

- Q 1 家庭科の目標は、どのように改善されましたか。
- Q 2 家庭科の内容は、どのように改善されましたか。
- Q 3 指導計画の作成に当たって、どのような配慮が必要ですか。
- Q 4 小中連携に当たり、どのような配慮が必要ですか。
- Q 5 家庭の有り様が多様化する中で、どのような配慮が必要ですか。

**体育** . . . . . 5 3

- Q 1 体育科の目標は、どのように改善されましたか。
- Q 2 体育科の内容は、どのように改善されましたか。
- Q 3 体育の授業時数は、なぜ増加されたのですか。
- Q 4 体づくり運動を小学校 1 年生から取り上げるのは、難しいのではないですか。
- Q 5 現行学習指導要領の低学年・中学年の「基本の運動」は、どのように扱われるようになるのですか。
- Q 6 ゲーム・ボール運動は、なぜ 型で区分されたのですか。

**道徳** . . . . . 5 8

- Q 1 道徳の目標は、どのように改善されましたか。
- Q 2 道徳の内容は、どのように改善されましたか。
- Q 3 道徳の時間における「情報モラル」の指導は、道徳の内容とどのように関連させて行えばよいですか。
- Q 4 指導計画の作成で、改訂された部分や強調された部分はどこですか。

**外国語活動** . . . . . 6 3

- Q 1 なぜ、外国語活動が導入されたのですか。
- Q 2 外国語活動の目標は、どのように設定されましたか。
- Q 3 外国語活動の内容は、どのように設定されましたか。
- Q 4 他教科との関連については、どのようなことに配慮したらよいですか。
- Q 5 文字については、どの程度まで扱えばよいですか。

- Q 6 英語ノートの取扱いについて、どのような配慮が必要ですか。
- Q 7 移行期間中の取扱いはどのようになりますか。また、総合的な学習の時間との関連はどのようになりますか。

**総合的な学習の時間** . . . . . 7 1

- Q 1 総合的な学習の時間の趣旨やねらいは、どのように変わりましたか。
- Q 2 探究的な学習を進めるために、どのようなことに留意すればよいですか。
- Q 3 「各学校においては、第 1 の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める」とありますが、どういうことですか。
- Q 4 総合的な学習の時間において、育てようとする資質や能力及び態度は、どのようにとらえればよいですか。
- Q 5 指導計画を作成する上で、どのような点に留意すればよいですか。
- Q 6 地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動が重視されています。学習を進める際、配慮すべき事がありますか。
- Q 7 総合的な学習の時間を朝の 1 0 分間程度の短い時間でとることは考えられますか。
- Q 8 移行期間中の授業時数は、どのようになりますか。
- Q 9 総則の第 3 の 5 「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」について補足してください。
- Q 10 総合的な学習の時間における「情報に関する学習」については、どのような配慮が必要ですか。
- Q 11 移行期間中にすべきことはどのようなことですか。

**特別活動** . . . . . 7 9

- Q 1 特別活動の目標は、どのように改善されましたか。
- Q 2 特別活動の内容は、どのように改善されましたか。また、移行期間中における内容の取扱いについての留意点を示してください。
- Q 3 総合的な学習の時間との関連について示してください。
- Q 4 [クラブ活動]の内容に「主として第 4 学年以上の同好の児童をもって...」と書いてありますが、第 3 学年から実施してもよいですか。
- Q 5 [学校行事]の( 5 )勤労生産・奉仕的行事において、教育課程内で行えるボランティア活動の具体的な例を示してください。

# 総則

## Q 1 改正教育基本法等を踏まえ、どのように学習指導要領は改訂されたのですか。

21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、教育基本法改正を通して教育の新しい理念が定められたこと、学校教育法において新たに義務教育の目標が規定されるとともに、各学校段階の目的・目標規定が改正されたことを十分に踏まえた改訂となっています。

また、「生きる力」をはぐくむという現行学習指導要領の理念は継承され、その理念を実現するための具体的な手立てを確立する観点から学習指導要領が改訂されました。

## Q 2 学習指導要領の改訂の基本方針は何ですか。

今回の改訂は、次の三つの方針に基づいて行われました。

教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。

知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。

道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

## Q 3 教育課程編成の原則は何ですか。

各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとするとしています。

#### Q 4 教育課程の編成は、どのような手順で行うのですか。

教育課程編成の手順については、それぞれの学校がその実態に即して考えるべきものですが、一般的には以下のような流れが考えられます。

- 1 学校の基本方針を明確にする。
- 2 編成のための組織と日程をきめる。
- 3 編成のための事前の研究や調査をする。
- 4 教育目標を設定する。
- 5 編成作業。
- 6 評価の観点を設定する。

編成に当たっては、学校教育法第37条第4項にあるように、学校の長たる校長が責任者となりますが、教頭・教務主任をはじめとして各主任を中心に全教職員がそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに、教育課程全体のバランスに配慮しながら創意工夫を加えて編成することが大切です。

#### Q 5 教育課程の評価と改善は、どのように図ったらよいですか。

教育課程の評価は、学校の教育活動全体の評価といえるものです。そのため、多面的、総合的、かつ計画的、組織的に行う必要があります。法制度上各学校は、

教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること。

保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること。

自己評価の結果、学校関係者評価の結果を設置者に報告すること。

が必要となっています。このことを踏まえて、文科省から、平成20年1月31日に学校評価ガイドライン〔改訂〕が出ていますので参考にするとよいでしょう。

次に、教育課程が学校教育目標を効果的に実現する働きをするよう、改善を図ることが求められます。改善の方法は、一般的には次のような手順が考えられます。

評価の資料を収集し、検討すること。

整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにすること。

改善案をつくり、実施すること。

教育課程の改善は、編成した教育課程をより適切なものに改めることであり、これは教育課程を地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階と特性に即したものにすることにほかなりません。この意味から、学校は教育課程を絶えず改善する基本的態度をもつことが必要です。このような改善によってこそ学校の教育活動が充実するとともに質を高めて、その効果を一層上げることが期待できるものです。

## Q 6 授業時数等の取扱いについては、どのようになっていますか。

各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動〔学級活動（学校給食に係るものを除く。）〕の授業は、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないように、各学校においては、地域や学校及び児童の実態等を考慮し、必要な指導時間を確保するため、適切な週にわたって各教科等の授業を計画することが必要となります。

今回の改訂においては、「各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる」ことを示しています。これは、教科等や学習活動によっては年間を通じて行うことなく、特定の期間に集中して行った方が効果的な場合もあることを考慮したものです。本規定は長期休業期間の変更について、学校にその権限を一律に付与する趣旨ではなく、長期休業期間中に各教科等の時間をまとめて確保することができることを確認的に規定したものであり、各学校においてどのような手続きを経て長期休業期間中に授業日を設定できるようにするかは、各設置者の定めるところによることとなります。また、道徳については、夏休み等にまとめ取りすることは、通常、考えられません。

一般的に、道徳教育の要としての道徳は、「教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本に基づき、～（略）～国際社会の平和と発展や環境の

保全に貢献し、未来を拓く主体性のある日本人を育成する」という道德教育の趣旨、「各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道德教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道德的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道德的実践力を育成する」という道德の目標に照らした場合、35週にわたって行うことが原則と考えられています。

**Q 7 授業の1単位時間の運用について、どのような配慮が必要ですか。**

授業の1単位時間、すなわち日常の授業の1コマを何分にするかについては、児童の学習についての集中力や持続力、指導内容のまとめり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度が最も指導の効果をあげ得るかという観点から決定する必要があります。各教科等の授業の1単位時間は、各学年及び各教科等の年間授業時数を確保しつつ（あくまでも授業時数の1単位時間を45分として計算した学校教育法施行規則第51条別表第1に定める授業時数を確保するという意味）、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、各学校において定めることとされています。

例えば、実験や観察の際の理科の授業は60分で行うことや、計算や漢字の反復学習を10分間程度の短い時間を活用して行うことなどが考えられます。ただし、特定の学習活動を10分間程度の短い時間を活用して行う場合については、当該教科や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要であり、例えば、道德の時間や特別活動（学級活動）の授業を毎日10分間程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられません。また、10分間程度の短い時間を活用して児童が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど指導計画に適切に位置付けることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動となることは言うまでもありません。

## Q 8 指導計画の作成に当たっての配慮事項は、何ですか。

指導計画の作成に当たっては、学習指導要領第1章第4の1に特に配慮する必要がある事項を4項目にわたり示してあります。

- 1 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。
- 2 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、地域や学校及び児童の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。
- 3 各教科の各学年の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、効果的な指導ができるようにすること。
- 4 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、合科的・関連的な指導を進めること。

以上のことに配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成してください。

## Q 9 時間割の弾力的な編成については、どのように考えるのですか。

今回の改訂においては、「創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することに配慮するものとする」を「創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる」に修正されています。

標準授業時数については、平成20年1月の中央教育審議会答申において「子どもの学習や生活のリズムの形成や学校の教育課程編成上の利便の観点から、週単位で固定した時間割で教育課程を編成し学習する方がより効果的・効率的である」という提言がなされました。これを踏まえて、例外はあるものの、各教科等の年間の標準授業時数を35の倍数にすることを基本とされています。このため、従前と比べ、より固定的に時間割が編成できるようになりました。他方、各学校の工夫の一つとして、地域や学校、児童の

実態、各教科等や学習活動の特質に応じ、弾力的に組み替えることも引き続き可能であることも明確にされています。

Q10 教育課程の実施に当たって、どのような配慮が必要ですか。

学習指導要領解説第5節に、教育課程の実施に当たって配慮すべき項目が12項目にわたって示してあります。

- 1 児童の言語環境の整備と言語活動の充実
- 2 体験的・問題解決的な学習及び自主的、自発的な学習の促進
- 3 学級経営と生徒指導の充実
- 4 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視
- 5 課題選択や自己の生き方を考える機会の充実
- 6 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実
- 7 障害のある児童の指導
- 8 海外から帰国した児童や外国人の児童の指導
- 9 情報教育の充実、コンピュータ等や教材・教具の活用
- 10 学校図書館の利活用
- 11 指導の評価と改善
- 12 家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流

各学校においては、これらの事項に十分配慮し、教育課程を実施するよう努めなければなりません。

Q11 内容の取扱いについては、どのように留意すればよいですか。

学習指導要領に示している内容は、すべての児童に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、個に応じた指導を充実する観点から、児童の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能です（学習指導要領の「基準性」）。

このように、学習指導要領の基準性が明確に示されている趣旨を踏まえ、学習指導要領に示している、「すべての児童に対して指導するものとする内容」の確実な定着を図り、さらに知識・技能を深めたり高めたりするとともに、思考力・判断力、表現力等を豊かにし、学習意欲を一層高めたりすることが期待されます。

つまり、まずは学習指導要領に示している「すべての児童に対して指導するものとする内容」の確実な定着が求められます。

また、学習指導要領に示した各教科、道徳、外国語活動及び特別活動並びに各学年の目標や内容の趣旨を逸脱しないことが必要です。すなわち、学習指導要領に示している内容を児童が理解するために関連のある事柄などについての指導を行うことであって、全く関連のない事柄を脈絡無く教えることは避けなければなりません。さらに、これらの指導によって、児童の負担が過重となったりすることのないよう、十分に留意しなければなりません。

Q12 標準授業時数の「標準」とは、どのように考えればよいですか。

学校教育法施行規則第51条別表第1に定められている授業時数は標準授業時数と規定されており、これは、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎とし、学校運営の実態などの条件も十分考慮しながら定めたものです。ですから、各学校において年度当初の計画段階からそれを下回って教育課程を編成することは、学習指導要領の基準性の観点から適当とは考えられません。

また、制度上の趣旨として、

指導に必要な時間を実質的に確保するという考え方を踏まえ、各学校においては、地域の状況や児童の実態を十分に考慮して、児童の負担過重にならない限度で別表第1に定めている授業時数を上回って教育課程を編成し、実際に上回った授業時数で指導することが可能であること。

別表第1に定めている授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、その確保に努力することは当然であるが、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則第51条及び別表第1に反するものとはしない。

といったことを明確にしたものです。

### Q13 言語活動の充実をどのように図ればよいですか。

知識・技能を習得するのも、これらを活用し課題を解決するために思考し、判断し、表現するのもすべて言語によって行われるものであり、これらの学習活動の基盤となるのは、言語に関する能力です。さらに、言語は論理的思考だけではなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり、豊かな心をはぐくむ上でも、言語に関する能力を高めていくことが求められています。

したがって、今回の改訂においては、言語に関する能力の育成を重視し、各教科等において言語活動を充実することとなっています。

具体的には、言語に関する能力を育成する中核的な教科である国語科においては、話すこと・聞くこと、書くこと、読むことのそれぞれに記録、要約、説明、論述といった言語活動を例示されています。

また、各教科においても、

- ・ 「観察や調査・見学などの体験的な活動やそれに基づく表現活動」の一層の充実（社会）、
- ・ 「三角形、平行四辺形、ひし形及び台形の面積の求め方を、具体物を用いたり、言葉、数、式、図を用いたりして考え、説明するといった算数的活動」の充実（算数）、
- ・ 「観察、実験の結果を整理し考察する学習活動や、科学的な言葉や概念

を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動」の充実（理科）

- ・ 「自分たちの生活や地域の出来事を身近な人々と伝え合う活動を行い、身近な人々とかかわることの楽しさが分かり、進んで交流する活動」の充実（生活）

などそれぞれの教科の特質に応じた言語活動の充実について記述されています。また、外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図る態度をはぐくむとともに我が国と外国の言語や文化について体験的に理解を深めることを目的とする外国語活動はもとより、道徳においても、「自分の考えを基に、書いたり話し合ったりするなどの表現する機会を充実すること」を、総合的な学習の時間では、「問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること」をそれぞれ重視してあります。さらに、特別活動では、「体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動」の充実が規定されました。

#### Q14 特別支援学級の教育課程の取扱いは、どのようにしたらよいですか。

特別支援学級は、学校教育法の規定による障害のある児童を対象とする学級であるため、対象となる児童の障害の種類、程度などによっては、障害のない児童に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があります。

そのため、学校教育法施行規則では、「特別の教育課程によることができる。（一部抜粋）」と規定されています。

この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校の目的及び目標を達成するものでなければならないことは言うまでもありません。

# 国語

## Q 1 国語科の目標は、どのように改善されましたか。

### 国語科の目標

国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。

国語科の最も基本的な目標である国語による表現力と理解力とを育成するとともに、人間と人間の関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら言葉で「伝え合う力」を高めることが位置付けられています。また、論理的な思考力や想像力及び言語感覚を養うとともに、伝統的な言語文化に触れたり、国語の特質を理解したりしながら、国語に対する関心を深めたり尊重したりする態度を育成するとしています。

表現としては現行学習指導要領と変わっていませんが、その意味については今の時代と照らし合わせて新たにとらえ直し、新小学校学習指導要領のもとで実現していくことになります。

## Q 2 国語科の内容は、どのように改善されましたか。

国語科の主な内容の改善点は、大きく二つあります。

言語力育成の中核を担う教科として具体的な言語活動の充実が図られたこと。

(記録・説明・報告・紹介・感想・解説・討論・推薦等の言語活動)

ことわざ、故事成語、古文・漢文の音読など小学校段階から古典に関する指導の充実が図られたこと。

内容については、これまでは「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の3領域及び[言語事項]で構成されていましたが、3領域と[伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項]に改められています。

各領域では、国語の能力を調和的に育て、実生活に生きて働くように、それぞれの領域の特性を生かしながら児童主体の言語活動を活発にし、国語科の目標を確実に豊かに実現できるよう内容の改善が図られました。そのために、各領域の内容を（１）の指導事項に示すとともに、これまでは内容の取扱いに示していた言語活動例を内容の（２）に位置付け再構成がなされています。これは、各学年の内容の指導に当たって、（１）に示す指導事項を（２）に示した言語活動例を通して指導することを一層重視したためです。

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕は、我が国の言語文化を享受し、継承発展させる態度を育てることや、国語の果たす役割や特質についてまとまった知識を身につけることとともに、実際の言語活動において有機的に働くような能力を育てることに重点を置いて構成されています。

### Q 3 今回の改訂のポイントはどこにありますか。

今回の改訂では国語科の目標は変わっていませんが、内容構成や内容に変化があります。全体としてはその趣旨と新小学校学習指導要領の実践を通して、十分実現させることが必要です。

構成については、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の３領域構成を継続しながら、言語活動のプロセスをより明確にして指導事項が配列されています。また、各領域での能力が確実に身につくよう、記録、報告、解説などの言語活動例を「内容の取扱い」から「領域の内容」に移すなど、より具体化されています。さらに〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕が新設され、低学年から古典を位置付け、情報機器の活用や他の学習活動等との関連を考慮し、ローマ字を３年に移行するなどしています。

内容について領域ごとに代表的なポイントを1点ずつ示します。まず「話すこと・聞くこと」では話題設定や取材についての指導事項が新設されました。次に「書くこと」では課題設定から交流までのプロセスを明確にして指導事項が配列されています。さらに「読むこと」では文章だけでなく本を読むことを通して、自分の考えをまとめるプロセスが重視されています。

Q 4 言語活動例が「内容」の項に移行したことにどのような意味がありますか。また、その指導をどのように行えばよいですか。

Q 3でも述べたとおり、言語活動例が現行学習指導要領では「内容の取扱い」にありますが、今回の改訂で「(各領域の)内容」に移行しました。これは今回の大きな特徴の一つでもあります。このことによって、各領域の能力が確実に身に付くように、言語活動を通して「指導事項」を指導することがより明確になったと言えます。活動あって指導なしというようなことがないようにしてください。

言語活動例は現行学習指導要領の場合、2学年を通して各領域の一つずつ示されていただけです。したがって、見方によっては、今回の改訂の表記から項目の多さを感じるかもしれません。しかし、現行よりも具体的に示されているので大変わかりやすくなりました。これを手がかりとして指導事項を指導するのにふさわしい活動がたくさん開発・実践されることを期待されます。

各領域ごとに具体的にポイントとなることを示しておきます。まず「話すこと・聞くこと」では「話すこと」と「聞くこと」が一体化して考えられるように、説明や報告などを聞いて感想や意見を述べるというように、「話すこと」・「聞くこと」を関連づけてあります。次に「書くこと」では「詩を作ったり、物語を書いたりすること」といった創造的な

活動や報告、説明、紹介、手紙、学級新聞、編集など多様な言語活動例が示されています。さらに「読むこと」では多様な本や文章を読んで表現する言語活動例が新たに示されています。

Q 5 「伝統的な言語文化」に関する事項の設定から古典重視の傾向がうかがえますが、小学校での指導はどのようにすることが望ましいですか。

中央教育審議会の答申を受け、国語科の改善の基本方針は次のように述べられています。

「古典の指導については、我が国の言語文化を享受し継承・発展させるため、生涯にわたって古典に親しむ態度を育成する指導を重視する。」

これを受けて、低学年で取り扱う事項として、「昔話や神話・伝承などの本や文章の読み聞かせを聞いたり、発表し合ったりすること」があげられます。低学年は伝統的な文化としての古典に出会い、親しんでいく始まりの時期です。そのため、易しく書き換えたものを教材として取り扱うことが必要です。まず、読み聞かせを聞き、話のおもしろさに加え、独特の口調や言い回しに気付き、親しみを持つことを重視します。初歩的な語りや劇、紙芝居などによる発表活動を工夫することも有効です。

中学年で取り扱う事項として、「易しい文語調の短歌や俳句について、情景を思い浮かべたり、リズムを感じ取りながら音読や暗唱をしたりすることや、長い間使われてきたことわざや慣用句、故事成語などの意味を知り、使うこと」があげられます。短歌や俳句に込められた思いを想像したり、七五調のリズムから美しい響きを感じとりながら音読、暗唱したりする活動が考えられます。教材として、親しみやすい作者の句を選んだり、内容の理解しやすい作品を選んだりするなどの工夫が必要であり、実際に短歌や俳句をつくってみたいという気持ちをもたせるような指導も大切です。また、ことわざや慣用句、故事成語は、その意味を

知り日常生活でも使うようにしたいものです。先人の知恵や工夫を知ることによって、言語生活を豊かにしていきたいと考えます。

高学年で取り扱う事項として、「親しみやすい古文や漢文、近代以降の文語調の文章について、内容の大体を知り、音読すること」や、「古典について解説した文章を読み、昔の人のものの見方や感じ方を知ること」があげられます。古文や漢文、近代以降の文語調の文章には、独特のリズムや長い年月を経て培われてきた美しい語調が備わっています。音読することにより、その美しさや楽しさを感覚的に味わうことができます。

教材については、音読することによって内容を知ることができるような親しみやすいものを選ぶ必要があります。教材に合わせて暗唱や群読などを取り入れます。古典を解説した文章を読むことで、伝統的な言語文化がどのように変遷してきたのかを、生活や文化とともに知ることができます。解説の内容から古典の背景をできる限り易しく理解させ、古典への興味関心を深めることが重要です。また、能、狂言、人形浄瑠璃、歌舞伎、落語などを鑑賞する活動も考えられます。

言語文化としての古典に親しむ態度を育成するためには、内容が容易に理解できるものを教材にすることや音読等を通して古典のリズムを体感させることが重要です。

## Q 6 言語活動の充実について、国語科の役割と他教科との関連をどのようにとらえればよいですか。

中央教育審議会による答申では、今回の改訂で充実すべき重要事項として、6点を示しています。その中に「各教科等における言語活動の充実」があります。そこでは、子どもたちの思考力・判断力・表現力等をはぐくむためには、レポートの作成や論述といった知識・技能を活用する学習活動を各教科で行い、言語の能力を高める必要があると、言語活動の必要性が述べられています。

これを受け、国語科では「話すこと・聞くこと」、「書くこと」及び

「読むこと」の各領域で日常生活に必要とされる対話、記録、報告、要約、説明、感想などの言語活動を行う能力を確実に身に付けることができるよう、継続的に指導することが求められています。

そこで培った能力をもとに各教科で次のような活動に取り組みます。

- ・ 観察、実験や社会見学のレポートにおいて、視点を明確にして、観察したり見学したりした事象の差異点や共通点をとらえて記録、報告する（理科、社会科等）
- ・ 比較や分類、関連付けといった考えるための技法、帰納的な考え方や演繹的な考え方などを活用して説明する（算数・数学科、理科等）
- ・ 仮説を立てて観察・実験を行い、その結果を評価し、まとめて表現する（理科等）

例えば、国語科第3学年及び第4学年の「A話すこと・聞くこと」の言語活動例「ウ 図表や絵、写真などから読み取ったことを基に話したり、聞いたりすること」は、算数科第3学年の目標「1（4）数量やその関係を言葉、数、式、図、表、グラフなどに表したり読み取ったりすることができるようにする」につながります。国語科で図表から何が読み取れるのか、どうすればもっと分かりやすくなるのかについて話し合います。そこで身に付いた力を、算数科の資料の分類整理において、表やグラフに分かりやすく表現する活動に効果的に生かすのです。

国語科における言語活動の充実は、国語科の目標を達成するために効果的であるだけでなく、各教科等の学習の基礎ともなる言語能力を身に付けることにもつながります。各教科等及び各学年間の関連を図り、系統的、発展的な指導が望まれます。

# 社会

## Q 1 社会科の目標は、どのように改善されましたか。

新しい社会科の目標は「社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」となっています。現行学習指導要領の目標「民主的、平和的な国家・社会」の部分が「平和で民主的な国家・社会」という表現に変更されています。これは、教育基本法の改正による同法第一条の文言の変更が反映されたためです。

各学年に共通する目標の改善点として、「調べたことや考えたことを表現する力」の育成が付け加えられたことがあげられます。これは、何も社会科に限ってのことではありません。全教科・全領域において「思考力・判断力・表現力」の育成を重点項目としています。具体的には、地域における社会的事象を観察・調査したり、地図や統計、年表などの資料を効果的に活用したりして、調べたことを目的に沿って表現する力や地域社会の特色・相互の関連について考えたことを相手に伝わるように表現する力を育てることが要求されています。

## Q 2 社会科の内容は、どのように改善されましたか。

社会科では、次の4点が主に改善されました。

地域社会や我が国の国土に対する理解を一層深めていくこと。

国際社会で主体的に生きていくための基盤となる知識・技能を習得すること。

我が国の歴史や文化を大切にし、日本人としての自覚をもつようにするとともに、持続可能な社会の実現など、よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎を養うこと。

全学年を通して、地図帳や地球儀その他必要な資料を発達段階に応じて活用し、広い視野から我が国の国土や歴史について指導していくこと。

Q 3 社会科の目標に掲げてある「公民的資質の基礎を養う」とは、具体的にどのような力を養うことですか。

小学校社会科の目標に掲げられている「国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」は、中学校社会科にも共通したねらいであり、小学校、中学校を通じた指導で実現を目指す社会科の究極的なねらいとなっています。

ここに掲げられた「公民的資質」とは、「平和で民主的な国家・社会の形成者として必要」な資質、すなわち、市民・国民として行動する上で必要とされる資質を意味していますので、具体的には次のような態度や能力であると考えられます。

平和で民主的な国家・社会の形成者としての自覚をもち、自他の人格を互いに尊重し合う態度

社会的義務や責任を果たそうとする態度

社会生活の様々な場面で多面的に考えたり、公正に判断したりする能力  
したがって、小学校社会科の学習では、目標に示されているように、「社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育てる」ことを通して、このような態度や能力を養うようにすることが必要です。

Q 4 言語活動の充実を図るには、どのような学習活動が考えられますか。

今回の改訂では、第3～第6学年までの目標の中で、「表現する力を育てる」という表記になっています。これは、「考える力」を育てるだけでなく、考えたことを表現する力をつける必要があるという考え方に基づいたものです。したがって、実際の社会科での学習場面では、新しいことに取り組むのではなく、これまでの問題解決学習を一層重視していく中で、その学習過程において様々な言語を媒介とした思考の場や情報交換の場を確保することが必要となるでしょう。

例えば、音声言語活動で言えば、観察や調査・見学などの体験的な活動をした後、どのようなことが分かりどのようなことが考えられたのかをお互いに話し合いながら深め合ったり、体験して学んだことを他学年や地域の人へ説明したりする活動が考えられます。

また、これまでも行なわれてきたことですが、文字言語による活動の一例として、資料の比較を通して考えられることを図や表と関連させて壁新聞にまとめたり、インターネットのホームページに掲載したりすることなども考えられます。

大切なのは、こうした言語活動を通して「社会の多様なあり方に気づくこと」「社会の一員として、社会的な見方や考え方を磨くこと」です。4年間の社会科学習を見通して、このような表現活動を児童の実態に応じて効果的に位置付けていくような指導計画の作成が必要になります。

Q 5 第5・第6学年の内容に「地球儀の活用」が加えられていますが、具体的にはどのような場面で活用していけばよいですか。

今回の改訂では、地球儀の活用が特に強調されていますが、地球儀も資料の一つですから、基本的には地図と位置付けは変わりません。しかし、国や大陸の形や面積、日本との位置関係（方位）あるいは国と国との間の距離などを地図で正確にとらえることは困難です。このようなことをとらえる学習をする場合には、地球儀を活用する方が効果的です。

特に今回の改訂では、第5学年で「世界の主な大陸と海洋、主な国の名称と位置、我が国の位置と領土」を学ぶことになりました（内容の2（1）ア）ので、これらを学ぶ際には、地球儀を活用して、国と国との位置関係や海洋の広がり、日本の位置などを調べさせる工夫が必要でしょう。

# 算数

## Q 1 算数科の目標は、どのように改善されましたか。

### 算数科の目標

算数的活動を通して、数量や図形についての基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考え、表現する能力を育てるとともに、算数的活動の楽しさや数理的な処理のよさに気付き、進んで生活や学習に活用しようとする態度を育てる。

主な改善点は、次の3点です。

#### 1 「算数的活動を通して」が目標のはじめに位置付けられたこと

算数科の目標のはじめには「算数的活動を通して」という文言が入り、この部分が目標の全体にかかっています。これは、児童が算数的活動に取り組み、教師が適切に指導を行うことによって目標に示されていることを実現するという、学習指導の進め方の基本的な考え方を述べたものです。

算数的活動とは、児童が目的意識をもって主体的に取り組む算数にかかわりのある様々な活動を意味しています。作業的・体験的な活動だけでなく、算数に関する課題について考えたり、考えたことを表現したり、説明したりする活動などを積極的に取り入れ、より一層算数的活動を充実させていく必要があります。

#### 2 「表現する（能力）」の文言が加えられたこと

考える能力と表現する能力とはお互いに補完しあう関係にあるといえます。考えを表現する過程で、自分のよい点に気付いたり、誤りに気付いたりすることがあります。そして、自分の考えを表現することで、筋道を立てて考えを進めたり、よりよい考えを作ったりできるようになります。そうした考えから、考える能力と表現する能力を並べて示されています。

#### 3 「活用しようとする態度」が重視されたこと

今回の改訂では、算数の授業の中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けることと、身に付けた知識及び技能を活用していくことを重視しています。算数は、生活や学習の様々な場面で活用することができます。児童が算数で学習したことを生活や学習の様々な場面で活用することによって、学習が意味あるものとなり、算数のよさを実感を伴って味わうことができるようになります。

## Q 2 算数科の内容は、どのように改善されましたか。

主な改善点は次の3点です。

- 1 算数科の内容が、すべての学年において「A数と計算」、「B量と測定」、「C図形」及び「D数量関係」の4領域に分けて示されたこと

今回の改訂では、言葉、数、式、図、表、グラフなどを用いた思考力、判断力、表現力等を重視するため、低学年から「D数量関係」の領域が設けられ、すべての学年において算数科の内容が4領域で示されることになりました。特に低学年で「D数量関係」の領域を設けるに当たっては、従来の「A数と計算」の領域に位置付けられていた内容のうち、「式の表現と読み」及び「資料の整理と読み」に関する内容を「D数量関係」の領域に移すことによって、その整理と充実が図られています。

- 2 4領域の後に〔算数的活動〕の内容が示されたこと

今回の改訂では、授業における算数的活動のあり方を明確にし、算数的活動の一層の充実を図るために、各学年の内容において具体的な算数的活動が〔算数的活動〕として例示されています。

算数的活動には、指導する内容や学習指導の進め方に応じて様々なものがあり、そのすべてを挙げることはできません。そこで、各学年の内容において、「例えば」として例をあげています。示されている〔算数的活動〕をその通りに行ったり、類似した活動を設定して指導に取り入れたりする活動が考えられます。さらに、ここで示されていない算数的活動についても、各学校や教師が工夫をして、授業の中に取り入れていくようにすることが必要です。

- 3 反復（スパイラル）による教育課程の編成をすること

反復（スパイラル）による教育課程の編成とは、内容の系統性や学習の連続性が明確であるという算数科の特性に留意しながら、学年間などで同じ系統の内容の接続を工夫し、取扱いの程度を少しずつ高めていくような教育課程の編成のことです。ただ、同じものを単純に反復するというものではなく、一部を重複させながら少しずつ高めていくという編成になります。

### Q 3 指導計画の作成に当たって、どのような配慮が必要ですか。

主な配慮事項は次の3点です。

#### 1 継続的な指導や学年間の円滑な接続

今回の改訂では、スパイラルによる教育課程を編成することが重視されています。算数科の特性として学年間や学校段階間で関連する内容はいたるところにあります。小学校での内容構成を十分把握して、各学年において適切なスパイラルによる学習活動が進められるようにする必要があります。

また、小・中学校の円滑な接続を図るために中学校の内容構成を理解しておくことも必要です。

#### 2 領域間の指導の関連

第1学年から第6学年まで、「A数と計算」、「B量と測定」、「C図形」、及び「D数量関係」の4領域に分けて内容が示されています。しかし、算数科の指導においては、例えば、面積の求め方を考える指導では、「C図形」領域だけではなく、他のすべての領域にかかわりながら、学習が進められています。そのため、指導計画の作成に当たっては、ある領域で指導した内容を、他領域の内容の学習指導の場面で活用するなどして、複数の領域間の指導の関連を図る必要があります。

#### 3 算数的活動を通しての指導

算数科の目標のはじめには「算数的活動を通して」という文言があり、この部分が目標の全体にかかっています。算数的活動とは、児童が目的意識をもって主体的に取り組む算数にかかわりのある様々な活動を意味しています。指導計画の作成に当たっては、児童の発達段階を考慮して、一般的には低学年では、作業的な活動、体験的な活動が中心となり、高学年では、思考などに関わる活動が多くなるように計画することが考えられます。

## Q 4 算数的活動を通じた指導をする上で、どのようなことに留意したらよいですか。

主な留意点は次の3点です。

- 1 各領域に示すすべての事項において、算数的活動を通じた指導を行う必要があります。ただし、その指導の過程において、必要に応じて教師が説明をしたり、計算練習を行う場面を設けたりすることも留意しなければなりません。
- 2 算数的活動においては、「目的意識をもって主体的に取り組む」ことが大切にされ、児童が新たな性質や考え方を見いだそうとしたり、具体的な課題を解決しようとする活動等になります。算数的活動を通して、数量や図形の意味を実感をもってとらえたり、思考力、判断力、表現力等を高めたりできるようにするとともに、算数を学ぶことの楽しさや意義を実感できるよう指導する必要があります。その意味で、例えば、教師の説明を一方的に聞くだけの学習や、単なる計算練習を行うだけの学習は、算数的活動には含まれません。
- 3 学習指導要領に示された〔算数的活動〕以外の算数的活動を学校や教師の工夫によって、次のような形態に着目して新たに取り入れることも考えられます。
  - ・ 手や身体などを使ってものを作るなどの作業的な活動
  - ・ 教室の内外において各自が実際に行ったり確かめたりする体験的な活動
  - ・ 身の回りにある具体物を用いた活動、実態や数量などを調査する活動
  - ・ 数量や図形の意味、性質や問題解決の方法などを見付けたり作りだしたりする探究的な活動
  - ・ 学習したことをさらに発展させて考える活動
  - ・ 学習したことを様々な場面に応用する活動
  - ・ 算数や他教科等の学習を通して身に付けたものを総合的に用いる活動

Q 5 算数的活動について、移行期間中の取扱いはどのようなになりますか。

移行期間においても、各領域に示すすべての事項について、算数的活動を通した指導を行うこととなります。新しく指導する内容も増えていますが、授業時間も増加しており、適切に指導できるものと考えます。

現行の算数的活動が新しい学習指導要領でより明確化されています。移行期間中であっても算数的活動を積極的に取り入れ、算数科の授業改善に努める必要があります。

# 理科

## Q 1 理科の目標は、どのように改善されましたか。

### 理科の目標

自然に親しみ、見通しをもって観察、実験などを行い、問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに、自然の事物・現象についての実感を伴った理解を図り、科学的な見方や考え方を養う。

現行の学習指導要領における理科の目標は、「自然に親しみ、見通しをもって観察、実験などを行い、問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を図り、科学的な見方や考え方を養う。」となっています。今回の改訂で、生活科との関連を考慮し、理科を学ぶことの意義や有用性を実感する機会をもたせ、科学への関心を高める観点から、「自然の事物・現象についての理解」に「実感を伴った理解」という文言が付加されています。このことは、「理解」についてこれまで以上に重視するということを意味しています。

「実感を伴った理解」とは、次のようなものです。

#### 1 具体的な体験を通して形づくられる理解（体得の理解）

児童が自らの諸感覚を働かせて、観察、実験などの具体的な体験を通して自然の事物・現象について理解することです。このような理解を図ることで、学習に対する興味・関心を高めたり、児童が自らの実感を踏まえながら適切な考察を行ったりする基盤となります。

#### 2 児童一人一人が、主体的な問題解決を通して得られる理解（習得の理解）

児童が自らの問題意識に支えられ、見通しをもって、観察・実験を中心とした問題解決に取り組むことで得られる理解です。このような理解を図ることで、児童は、理解がより確かなものになり、知識や技能を確実に習得することができます。

#### 3 実際の自然や生活との関係への認識を含む理解（納得の理解）

理科の学習で学んだ自然の事物・現象の性質や働きや規則性などが、実際の自然の中で成り立っていることに気付いたり、生活の中で役立てられていることを確かめたりすることで得られる理解です。このような理解を図ることで、理科を学ぶことの意義や有用性を実感し、理科を学ぶ意欲や科学への関心を高めることができます。

## Q 2 理科の内容は、どのように改善されましたか。

主な改善点は次のとおりです。

小・中学校を通じた内容の一貫性を重視する。

国際的な通用性、内容の系統性や小・中学校の学習の円滑な接続等の観点から、必要な指導内容（人の体のづくり等）を充実する。

科学的な思考力・表現力等の育成の観点から、観察・実験の結果を分析し解釈する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動等を充実する。

科学を学ぶことの意義や有用性の実感及び科学への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視し改善する。

このことを実現するために、次のような内容の追加、移行及び中学校への移行統合が行われました。

### 1 追加される内容

第3学年 「物と重さ」「風やゴムの働き」「身近な自然の観察」

第4学年 「人の体のづくりと運動」「氷の体積変化」

第5学年 「水中の小さな生物」「川の上流・下流と川原の石」  
「雲と天気の変化」

第6学年 「てこの利用」「電気の利用」「水の通り道」  
「主な臓器の存在」「食べ物による生物の関係」  
「月と太陽」

### 2 学年間で移行する内容

第4学年 「天気による1日の気温の変化」（第5学年より移行）

第5学年 「電流の働き」（第6学年より移行）

第6学年 「てこの規則性」（第5学年より移行）

### 3 中学校へ移行する内容

第5学年 「衝突」（中学校第3学年「運動とエネルギー」へ移行）

なお、現行学習指導要領で課題選択の扱いとなっていた第5学年の「物の運動」と「生命の誕生」及び第6学年の「地震と火山」は、課題選択を見直し、「衝突」を中学校に移行する以外は、全ての小学校で学習します。

今回の学習指導要領の改訂で、第5学年の「衝突」だけが中学校へ移行し、

削除される内容はありません。多くの単元と内容が追加されました。また、学年間での移行内容も多くありますので注意してください。

### Q 3 理科の内容区分は、どのように改善されましたか。

現行学習指導要領では、「A 生物とその環境」「B 物質とエネルギー」「C 地球と宇宙」の内容区分で構成されています。今回の改訂で、児童の学び方の特性や中学校の「1分野」「2分野」との整合性を加味して、新たに「A 物質・エネルギー」と「B 生命・地球」の二つの領域構成となりました。

#### 1 「A 物質・エネルギー」について

「A 物質・エネルギー」は、基本的な考え方において、現行学習指導要領の「B 物質とエネルギー」を引き継いでいます。本区分は、児童自らが、様々な自然の事物・現象に対して、主体的、計画的に操作や制御を通して働きかけ、追究することにより、対象の性質や働き、規則性などの見方や考え方を構築することができる内容区分です。

本区分の指導に当たっては、実験の結果から得られた性質や働き、規則性などを活用したものづくりを充実させるとともに、「エネルギー」「粒子」といった科学の基本的な見方や概念を柱として、内容の系統性が図られていることに留意する必要があります。

#### 2 「B 生命・地球」について

「B 生命・地球」は、基本的な考えにおいて、現行学習指導要領の「A 生物とその環境」「C 地球と宇宙」を引き継いでいます。本区分は、児童自らが、様々な自然の事物・現象に対して、主体的・計画的に諸感覚を通して働きかけ、追究することにより、対象の成長や働き、環境とのかかわりなどの見方や考え方を構築することができる内容区分です。

本区分の指導に当たっては、自然環境の保全に関する態度を養うとともに、「生命」「地球」といった科学の基本的な見方や概念を柱として、内容の系統性が図られていることに留意する必要があります。

Q 4 理科の内容の追加、削除、中学校への移行統合に伴い、注意しなければならないことは、どのようなことですか。

理科については、新教育課程に円滑に移行できるよう、移行期間中から、新学習指導要領の内容を一部前倒して実施します。年間の授業時数は、平成21年度から第3学年90時間、第4学年105時間、第5学年105時間、第6学年105時間となり、平成23年度の完全実施時と同じ授業時数となります。

1 第3・4学年

平成21年度から新学習指導要領の内容が全て実施されます。第3学年の新単元「物と重さ」「風やゴムの働き」「身近な自然の観察」、第4学年の新単元「人の体のつくりと運動」については、平成21年度から実施されます。平成22年度も内容は変わりませんので、今年度中に移行措置に対応した指導計画を作成することになります。

2 第5・6学年

移行期間中、平成21年度、平成22年度と段階的に実施されます。平成21年度と平成22年度では、学習内容が変わるので注意が必要です。したがって、平成21年度用と平成22年度用の二つの指導計画を作成することになります。

Q 5 国際的な通用性とは、どのようなことですか。

日本ではこれまで学習していない内容で「国際的な学力調査」に出題されているような内容や、「各国の教科書やスタンダード（日本の学習指導要領に相当するもの）」を比較検討し、国際的にみて通用する内容構成にしたということです。

## Q 6 移行期間中の現行学習指導要領の内容については、はどめ規定が適用されるのですか。

移行期間中は、現行学習指導要領が基本であり、特例として新学習指導要領で特定の事項を指導することになっています。したがって、移行期間中に現行学習指導要領の内容（新学習指導要領の内容を追加して指導するもの以外）で指導する事項は、はどめ既定が適用されます。（詳細については新学習指導要領の移行措置についての表を御覧ください。）

なお、現行学習指導要領の内容であっても、新学習指導要領の理念に沿ってできるものがあれば、その趣旨を生かしてやって欲しいとのことです。

## Q 7 各学年で中心的に育成する問題解決の能力はどのようなものですか。

各学年で中心的に育成する問題解決の能力は次のとおりです。

- ・ 第3学年 「比較」 （身近な自然の事物・現象を比較しながら調べること）
- ・ 第4学年 「関係付け」 （自然の事物・現象を働きや時間などに関係付けながら調べること）
- ・ 第5学年 「条件制御」 （自然の事物・現象の変化や働きをそれらにかかわる条件に目を向けながら調べること）
- ・ 第6学年 「推論」 （自然の事物・現象についての要因や規則性、関係を推論しながら調べること）

なお、下の学年の問題解決の能力は上の学年の能力の基盤となるものであることに留意することが必要です。

また、内容区分や単元の特性によって扱い方が異なることにも留意することが必要です。

生活

## Q 1 生活科の目標は、どのように改善されましたか。

生活科の目標は、次のようなことを踏まえて変わっていません。

低学年児童の発達の特長として、具体的な活動や体験を通して思考し、直接体験を重視した学習活動を行うことで、意欲的な学習や生活することが引き続き期待されていること。

身の回りの事象を一体的にとらえ、生活者の視点から対象を全体的にとらえ、考えることが求められていること。

生活上必要な習慣や技能の育成が一層重視されており、その獲得は児童が意欲的に人や社会、自然にかかわる学習活動の過程において、必要に応じて行われることが重要となってきたこと。

## Q 2 生活科の内容は、どのように改善されましたか。

主な改善点は、次の3点です。

### 1 伝え合い交流する活動の充実

これまで大きく八つの内容から構成されていたものが、今回の改訂で「生活や出来事との交流」が新たに(8)として位置付けられ、九つの内容で構成されるようになりました。これは活動や体験の一層の充実を図る観点から、言葉などを中心としたコミュニケーション活動を通して、体験したことを他者と情報交換することを目指したものです。このことにより、特に、言語活動によって他者と交流して認め合ったり、振り返りとらえ直したりすることが重要になってきます。

### 2 自然の不思議さや面白さを実感する指導の充実

内容(6)「自然やものを使った遊び」において、身近な自然やものを使って遊びに使うものを工夫してつくること、自然の不思議さに気づくことを明示し、科学的な見方・考え方の基礎が養われることを期待しています。これは、他教科との接続という観点から、第3学年以降

の理科へのつながりを示したものです。このことにより、自然の不思議さや面白さを実感する活動をより多く取り入れる必要があります。

### 3 安全教育や生命に関する教育の充実

社会の急激な変化に対応するという視点から、これまで以上に安全教育や生命に関する教育の一層の充実が図られています。内容(1)において、これまで「通学路の様子などに関心を持ち～」としていたのを「通学路の様子やその安全を守っている人々に関心をもち～」と改善し、地域や登下校の安全に関する学習活動が一層充実するようにしています。

また、生命に関する教育については、これまでも内容(7)「動植物の飼育・栽培」を2学年にわたって取り扱うこととしてきました。しかし、短時間の触れ合いに終わっている事例や児童が自分自身で飼育や栽培を行わない事例が見られたことを踏まえ、生命の尊さを実感を通して学ぶという観点から、内容の取扱いにおいて「継続的な飼育、栽培を行うようにすること」という文言が加えられました。

## Q 3 指導計画の作成に当たって、どのような配慮が必要ですか。

指導計画の作成に当たっては、以下の4点に配慮する必要があります。

- 1 自分と地域の人々、社会及び自然とのかかわりが具体的に把握できるような学習活動を行い、校外での活動を積極的に取り入れること
- 2 動物を飼ったり植物を育てたりする学習活動については、2学年にわたって取り扱い、動物や植物へのかかわり方が深まるような継続的な飼育、栽培を行うようにすること
- 3 国語科、音楽科、図画工作科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにし、特に第1学年入学当初においては、生活科を中心とした合科的な指導を行うなどの工夫をすること
- 4 道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しな

がら、生活科の特質に応じて適切な指導をすること  
指導計画の作成に当たっては、上記のことを踏まえながら、学校の実態  
や地域の実情に応じて各学校で十分に検討し、柔軟に作成する必要があります。

Q 4 活動や体験の充実を図るには、どのようなことに  
留意すればよいですか。

生活科の特質として、直接体験を重視した学習活動を行うこと、身の  
回りの地域や自分の生活に関する学習活動を行うことなどがあります。  
したがって、活動や体験を充実させることは、そのまま生活科の指導を  
充実させることにつながります。そのため、今回の改訂の趣旨を十分踏  
まえて活動や体験の内容を考えていくことが重要になってきます。

このため、

- ・ 考えを整理したり、伝え合ったりする活動の充実
- ・ 自然の不思議さや面白さを実感する活動や体験の充実
- ・ 自然のすばらしさや生命の尊さを実感する活動や体験の充実
- ・ 幼児教育との接続を意識した活動や体験の充実

について留意していくことが大切です。

# 音樂

## Q 1 音楽科の目標は、どのように改善されましたか。

音楽科の目標は、「表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。」であり、これまでの目標が踏襲されています。これは、学校教育において児童の全人的な育成を担う音楽科の役割について、基本理念を変えていないことを意味しています。

「音楽を愛好する心情」「音楽に対する感性」「音楽活動の基礎的な能力」という心情、感性、能力の三つは密接な関係にあるため、常に児童の情意面と能力面とをかかわらせながら指導に当たることが重要です。

## Q 2 音楽科の内容は、どのように改善されましたか。

### 内容構成の改善

現行学習指導要領の「A 表現」、「B 鑑賞」の2領域に加え〔共通事項〕が新設されました。

また、表現領域はこれまでの(1)聴唱・聴奏・視唱・視奏に関する指導内容、(2)音楽的な感受や表現の工夫に関する指導内容、(3)歌声の出し方、楽器の演奏の仕方に関する指導内容、(4)音楽をつくって表現する内容から(1)「歌唱」、(2)「器楽」、(3)「音楽づくり」と活動ごとの3分野での構成となりました。

今回の内容構成の改善は、義務教育9年間の段階的・発展的な連続に配慮したものであり、現行学習指導要領の示し方に変更を加え、中学校音楽とのなめらかな接続を図ったものです。

### 〔共通事項〕の新設

表現及び鑑賞のすべての活動において、共通に指導する内容を〔共通事項〕として示しています。現行学習指導要領でも重視されてきた、表現及び鑑賞の各活動の支えとなる指導内容を改めてわかりやすくしたも

のです。

〔共通事項〕では、表現及び鑑賞のいずれの活動においても指導すべき内容が 音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みを聴き取ることとそれらの働きを感じ取ること、 音楽に関する用語や記号などを理解することの2点として示されています。

#### 共通教材の取扱い

日本のよき音楽文化を世代を超えて歌い継ぐようにするため、共通教材について現行学習指導要領と同じ楽曲が示されました。その取扱いについては、低・中学年では各学年4曲すべてを扱うこと、高学年では4曲中3曲を含めて扱うことへと充実が図られました。

#### 鑑賞教材における我が国の音楽の充実

和楽器の音楽を含めた我が国の音楽の鑑賞教材を、高学年だけでなく中学年から取り扱うようになりました。

Q3 内容の取扱いについて、どのようなことに留意すればよいですか。

表現の活動の「音楽づくり」では、音遊びや即興的表現を重要な面として位置付けるとともに、「音楽の仕組み」を手がかりとして音を音楽へと構成していく指導内容が明示されています。指導内容と結びつくような指導方法の工夫改善がこれから必要となります。また、現行学習指導要領の「音楽をつかって表現できるようにする」という事項は、既存の作品を創意工夫して表現する活動も含んでいましたが、新学習指導要領の「音楽づくり」ではこれは含んでおらず、歌唱及び器楽の活動において指導することに留意する必要があります。

鑑賞の活動において、児童が鑑賞曲を聴いて想像したり感じ取ったりしたことを言葉で表すなどして、楽曲の特徴や演奏のよさに気づくことが示されています。これは、楽曲の特徴や演奏のよさを理解する能力を育成するために、楽曲を聴いて想像したことや感じたことを言葉で表す

などして、楽曲の特徴や演奏のよさに気付く内容を示したものです。

新設された〔共通事項〕は、表現及び鑑賞のすべての活動において、共通に指導する内容を示しています。よって、〔共通事項〕のみを授業で扱うのではなく、表現及び鑑賞の各活動の中で扱うことが大切です。

Q 4 移行期間中は、どのようなことに留意すればよいですか。

小学校音楽科の標準授業時数の変更はありません。したがって、移行期間中の時数も変わりません。

移行期間中の教育課程は、現行・新学習指導要領のどちらで実施してもよいことになっています。ただし、歌唱共通教材の取扱い（1～4学年は4曲すべて扱い、5・6学年は4曲中3曲を含めて扱う）については、平成21年度から実施することとなっています。

# 图画工作

## Q 1 図画工作科の目標は、どのように改善されましたか。

### 教科の目標について

教科の目標では、「感性を働かせながら」が加わりました。これは、表現及び鑑賞の活動において、児童自身の感覚や感じ方などを一層重視することを明確にするためです。

児童は、視覚や触覚などの様々な感覚を働かせながら、自らの能動的な行為を通して、形や色、イメージなどをとらえています。このような児童の感覚や感じ方、表現の思いなど、児童自身の感性を十分に働かせて、表現や鑑賞の活動をさせることが重要です。

### 学年の目標について

学年の目標は、(1)～(3)の3点にまとめて示されています。

- (1) 児童が進んで表現や鑑賞をするとともに、作りだす喜びを味わうようにする造形への関心や意欲、態度に関する目標
- (2) 形や色、材料などを基に、発想したり、技能を高めたりするなどの発想や構想の能力、創造的な技能に関する目標

主に「A表現」の(1)「材料を基に造形遊びをする活動を通して、次の事項を指導する」と「A表現」の(2)「表したいことを絵や立体、工作に表す活動を通して、次の事項を指導する」に対応しています。

- (3) 作品などからよさや美しさなどを感じ取る鑑賞の能力を高めることに関する目標

主に「B鑑賞」の(1)「作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を指導する」に対応しています。

## Q 2 図画工作科の内容は、どのように改善されましたか。

内容の改善の主な要点は、次のとおりです。

### ア 表現領域の内容構成の改善

「A表現」の内容を「(1) 材料を基に造形遊びをする活動を通して、次の事項を指導する。」、「(2) 表したいことを絵や立体、工作に表す活動を通して、次の事項を指導する。」とし、内容を発想や構想の能力と創造的な技能の観点から整理されました。

### イ 鑑賞領域の内容構成の改善

「B鑑賞」を「(1) 作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を指導する。」として、鑑賞の能力や言語活動の観点から整理して示されました。

### ウ 〔共通事項〕の新設

表現及び鑑賞の各活動において、共通に必要な資質や能力を〔共通事項〕として示されました。指導において、自分の感覚や活動を通して形や色、動きや奥行きなどの造形的な特徴をとらえ、これを基に自分のイメージをもつことが十分に行われるようにします。

### エ 言語力の育成

「B鑑賞」の各学年の内容に「話したり、聞いたりする」、「話し合ったりする」などの学習活動を位置付け、言語力の育成に配慮されています。

### オ 材料や用具の取扱いや鑑賞指導における美術館等との連携

内容の取扱いに、各学年で取り扱う材料や用具を、手などを十分に働かせるなどの指導の配慮事項とともに示されています。鑑賞については、児童や学校の実態に応じて、美術館などを利用したり、連携を図ったりすることなどに配慮されています。

### Q 3 指導計画の作成に当たって、どのような配慮が必要ですか。

指導計画は、教科の目標や各学年の目標の実現を目指し、各学年の指導の充実を図るために、年間計画や指導内容の選択、題材の設定を検討し創意工夫して作成するものです。

作成に当たっては、目標及び内容を十分理解する必要があります。その上で児童の発達の特長や実態に応じ、2学年間の見通しをもって表現及び鑑賞の活動を通して児童の資質や能力を高めることをねらいに計画を立てる必要があります。

また、表現及び鑑賞の各活動において、共通に必要な資質や能力を〔共通事項〕として示していることを踏まえて指導計画を作成する必要があります。

その際、学習指導要領の総則に示している教科にかかわる事項及び図画工作科の「第3指導計画の作成と内容の取扱い」に示す事項を十分考慮して作成する必要があります。

### Q 4 鑑賞について、どのような配慮が必要ですか。

新学習指導要領では「B鑑賞」の各学年の「内容」に「話したり、聞いたりする」「話し合ったりする」などの学習活動を位置付けるなど、さらに言語力の育成に配慮されています。

改善の基本方針では「よさや美しさを鑑賞する喜びを味わうようにするとともに、感じ取る力や思考する力を一層豊かに育てるために、自分の思いを語り合ったり、自分の価値意識をもって批評し合ったりするなど、鑑賞の指導を重視する。」ということも挙げられています。このように、思いを語り合ったり、批評し合ったりする活動が重視されていることは言語力の育成につながるものといえます。

図画工作科における「言語活動」とは

図画工作科では、改善の基本方針の一つを「創造性をはぐくむ造形体験の充実を図りながら、形や色などによるコミュニケーションを通して、生活や社会と豊かにかかわる態度をはぐくみ、生活を美しく豊かにする造形や美術の働きを実感させるような指導を重視する。」としています。形や色などによる「コミュニケーション」や「生活や社会と豊かにかかわる」という点が強調されており、広い意味での「言語活動の充実」を求めていることを反映しています。「言葉による伝え合い」だけでなく、思考力や感受性を支え、知的活動、コミュニケーション能力、感性・情緒の基盤となる「形や色による伝え合い」ということも「言語活動」といえます。

# 家庭

## Q 1 家庭科の目標は、どのように改善されましたか。

### 家庭科の目標

衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を身につけるとともに、家庭生活を大切にしている心情をはぐくみ、家族の一員として生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる。

目標についての基本的な考え方は変わっていませんが、以下の3点について改善が図られています。

「家庭生活への関心を高める」が「家庭生活を大切にしている心情をはぐくみ」となっています。これは、家庭生活への関心を高める、衣食住の生活の営みの大切さに気づくことを重視して表現が改められたものです。

「生活を工夫しようとする実践的な態度」が「生活をよりよくしようとする実践的な態度」となっています。これは実践的な態度をより重視し表現を改めたものです。

「基礎的な知識と技能」を「基礎的・基本的な知識及び技能」と学習指導要領全体で表現を統一しています。

学年の目標は、第5学年と第6学年をまとめて示し、家庭科で育成する三つの側面から具体的に示されています。

#### 関心・意欲を高めることの重要性

教科の特質である実践的・体験的な活動を通して、自分の成長を自覚するとともに、家庭生活への関心を高め、衣食住を中心とした生活の営みの大切さに気づくよう、関心・意欲を高めることの重要性が明確にされています。

#### 知識及び技能を身につけ、生活に活用する能力の育成

基礎的・基本的な知識及び技能は、生活における自立の基礎を培い、健康で自分らしい生活をするために必要であり、また、他の新たな知識や技能を獲得する基となるものです。そのような知識や技能を発揮することによって、よりよい家庭生活の実践ができるようになるとされています。

#### 生活を工夫する能力と実践的な態度の育成

目的をもって生活を見つめ、家族や近隣の人々とのかかわりの中で、生活をよりよくするために工夫しようとする能力と、生活において実践しようとする意欲的な態度を育てることが目指されています。

## Q 2 家庭科の内容は、どのように改善されましたか。

改善点は次の6点です。

### 1 内容構成の基本的な考え方と改善

生涯にわたる家庭生活の基盤となる能力と実践的な態度を育成する視点から、小学校と中学校の内容の体系化を図り、同じ枠組みをもつ四つの内容で構成されています。

家庭生活を総合的にとらえる視点から、家族の生活と関連させながら衣食住などの内容を取り扱うよう題材を構成することとなっています。また、各学校や児童の実態に応じた弾力的な指導をしやすくするため、内容を2学年まとめて示していることは、変わっていません。

### 2 ガイダンス的な内容の設定

第4学年までの学習を踏まえ、2学年間の学習の見通しをもたせるガイダンス的な内容としてA(1)「自分の成長と家族」を設け、第5学年の最初に履修します。

### 3 家族・家庭に関する教育の充実

家族の一員として成長する自分を肯定的にとらえ、家庭生活と家族の大切さに気づくことを重視し、A(1)「自分の成長と家族」の項目が設定されました。この項目は、四つの内容と関連させて学習することにより、「自分の成長」が学習全体を貫く視点となるように設定されています。衣食住などの学習を通して成長する自分を喜び自覚することで、学習意欲をより高めることを目指しています。

### 4 食生活に関する内容の充実

生活や学習の基盤となる食育の推進のため、食事の役割や栄養を考えた食事のとり方、調理などの学習活動が一層重視されています。特に、中学校での扱いとなっていた五大栄養素については、小学校で扱います。

### 5 主体的に生きる消費者をはぐくむ視点の重視

主体的に生きる消費者としての態度を育成する視点から、「身近な消費生活と環境」を設定し、児童に身近な物の選び方や買い方、環境に配慮した物の活用などの学習を、他の三つの内容との関連を図り実践的に学びます。

6 言語を豊かにし、知識及び技能を活用して生活の課題を解決する能力をはぐくむ視点の重視

衣食住などの生活の中の様々な言葉を、実感を伴って理解する学習活動や生活の課題を解決するために、言葉や図表などを用いて考えたり、説明したりする学習活動を充実することとしています。

Q 3 指導計画の作成に当たって、どのような配慮が必要ですか。

次の4点に配慮して作成してください。

1 題材の構成について

- ・ 関連する内容を続けて学習したり、関連する内容を組み合わせたりするなどして、効果的な学習指導が進められるように工夫する。
- ・ 一人一人の児童が自分を生かすことができるように、題材構成や使用する教材を個に応じて工夫したり、問題解決的な学習により個に応じた課題を選択し追求したりするなど、弾力的な学習ができるようにする。

2 A「家庭生活と家族」(1)アの指導

- ・ 4年生までの学習などを踏まえ、2年間の学習の見通しをもたせるためのガイダンスとして取扱い、5年の最初に履修させるようにする。その際、指導者が題材間の関連を図り全体としてつながりのある年間指導計画を立てるよう配慮する。

3 題材の配列について

- ・ 題材の配列には平易なものから段階的に学習できるよう計画する。基礎的なものから応用的なものへ、要素的なものから複合的なものへと次第に発展するようにする。
- ・ 学年の発展性や系統性、季節、学校行事、地域等との関連を考え配列する。
- ・ 他教科との関連を図り、題材を配列することも大切。

#### 4 道徳の時間などとの関連について

- ・ 家庭科の年間指導計画の作成の際には、道徳教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切。

Q 3 小中連携に当たり、どのような配慮が必要ですか。

今回の改訂では、内容構成を改め、生涯にわたる家庭生活の基盤となる能力と実践的な態度を育成する視点から、小学校と中学校の内容の体系化を図り、小学校、中学校ともに同じ枠組みをもつ四つの内容で構成されています。

このことにより、小学校での指導が中学校までの内容を見通したものとなり、中学校につながる基礎的・基本的な知識及び技能や生活をよりよくしようと工夫する能力と実践的な態度が確実に定着することを目指しています。

#### < 小学校家庭科、中学校技術・家庭科（家庭分野）の内容一覧 >

小学校	中学校（家庭分野）
衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、 <u>日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を身につけるとともに、家庭生活を大切に</u> する心情をはぐくみ、 <u>家族の一員として生活をよりよくしようと</u> する <u>実践的な態度</u> を育てる。	衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、 <u>生活の自立に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、家庭の機能について理解を深め、これからの生活を展望して、課題をもって生活をよりよくしようと</u> する <u>能力と態度</u> を育てる。
A 家庭生活と家族	A 家族・家庭と子どもの成長
B 日常の食事と調理の基礎	B 食生活と自立
C 快適な衣服と住まい	C 衣生活・住生活と自立
D 身近な消費生活と環境	D 身近な消費生活と環境

Q 5 家庭の有り様が多様化する中で、どのような配慮  
が必要ですか。

「A 家庭生活と家族」の内容の学習において

家族構成や児童のプライバシーに十分配慮しながら取り扱うことが大切です。特にA(2)家庭生活と仕事については、家族の就業状況、児童を取り巻く環境に十分配慮しながら取り扱うことが大切です。

A(3)家族との触れ合いや団らんを楽しくする工夫をすることの指導に当たっては、一人一人の家庭に応じた工夫ができるように配慮することが大切です。家族が直接触れ合うことだけでなく、手紙で思いを伝えたり、日々の感謝の気持ちを表すために手作りの品にメッセージカードを添えたりすることが考えられます。このように家族がそろわなかったり、家族と触れ合う時間が短かったりしても、心豊かな家庭生活を送るための工夫ができることを分かるようにすることも大切です。

「D 身近な消費生活と環境」の内容の学習において

児童を取り巻く環境に十分配慮しながら行うことが大切です。

# 体育

## Q 1 体育科の目標は、どのように改善されましたか。

教科の目標は、基本的にこれまでの体育科の目標を踏まえつつ、その考え方を一層明確にしたものとなっています。

学校教育法において「小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。」と規定されていることを踏まえ、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを明確に表しています。

また、心と体を一体としてとらえ、保健と体育を関連させて指導することが引き続き求められています。

## Q 2 体育科の内容は、どのように改善されましたか。

ここでは、主なものを四つ紹介します。

### 1 指導内容の明確化・体系化

基礎的な身体能力を身に付け、運動を豊かに実践していくための基礎を培う観点から、発達段階に応じた指導内容の明確化・体系化を図っています。

特に「基本の運動」については、高学年への系統性が見えにくいものとなっていたことから変更し、従前「内容」として示していたものを「領域」として示しています。

また、各運動領域においても、指導内容を整理し、当該学年で身に付けさせたい具体的な内容を明確に示しています。

### 2 体力向上の重視

運動をする児童とそうでない児童の二極化の傾向や児童の体力低下が依然深刻な問題になっていることから、すべての運動領域で適切な運動の経験を通して、一層の体力の向上を図ることができるよう指導の在り方を改善することとしています。

特に、「体づくり運動」は、基本的な動きを培うことをねらいとし

て低学年から示すとともに、第1学年から第6学年のすべての学年において指導することとしています。

### 3 運動の取り上げ方の弾力化

指導内容の確実な定着を図ることができるよう、運動の取り上げ方を一層弾力化し、低・中・高学年に示している「体づくり運動」以外のすべての指導内容について、2学年いずれかの学年で取り上げて指導することができるようにしています。

### 4 発達段階を踏まえた保健内容の体系化

健康な生活を送る資質や能力の基礎を培う観点から、中学校の指導内容につながる系統性のある指導ができるよう、毎日の生活と健康及び病気の予防について指導の充実が図られています。

系統性の視点から「毎日の生活と健康」については、健康状態のとりえ方として主体の要因と周囲の環境の要因を、「けがの防止」については、身の回りの生活の危険が原因になって起こるけがを、「病気の予防」については、地域での保健にかかわる様々な活動に関する内容を、新たに加えています。

## Q 3 体育の授業時数は、なぜ増加されたのですか。

小学校においては、子どもたちの体力が低下する中で、運動の楽しさや基本となる動きを重視した体育の授業時数の増加が必要であるとして、低学年及び中学年の体育の授業時数が増加されました。

小学校高学年は、体育の授業時数が増加されませんでした。これは高学年について増加の総時間数が限られる中で、高学年の児童に何を充実させることが必要なのか審議され、体育以上に社会や算数、理科を充実させることが必要という考え方から増加されませんでした。

Q 4 体づくり運動を小学校 1 年生から取り上げるのは、難しいのではないですか。

低・中学年において、その発達段階から体力を高めることを学習の直接の目的とすることは難しいと考えますが、将来の体力向上につなげていくためには、この時期に様々な基本的な動きを培うことが大切になります。

そのため、「体づくり運動」では、他の領域において扱われにくい様々な体の基本的な動きを培う運動として、低学年を「多様な動きをつくる運動遊び」、中学年を「多様な動きをつくる運動」として示しています。

Q 5 現行学習指導要領の低学年・中学年の「基本の運動」は、どのように扱われるようになるのですか。

低学年及び中学年の「基本の運動」は、昭和 52 年の改訂で指導内容として示されましたが、「基本の運動」については、高学年への系統性が見えにくく、当該学年で何を身につけさせたらよいのかわかりにくいものとなっているという指摘が多くありました。

そこで、高学年や中学校、高等学校への系統性を図ることや発達の段階に応じた指導内容の明確化を図ることから、従前の「基本の運動」の「内容」として示していたものを「領域」として示すことになりました。

これは指導内容をわかりやすくしたものと理解してください。

Q 6 ゲーム・ボール運動は、なぜ 型で区分されたのですか。

中央教育審議会（健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会）の論議で、球技は、運動種目を指導内容とするのではなく、運動に共通する魅力や特性に応じて教材を見直す必要があると指摘されました。また、諸外国の動向も、球技は多数の種目があることから、型に共通する動きに視点をあわせた分類が行われる傾向が報告され、検討がされました。

その中で、生涯にわたって運動に親しむためには、種目固有の技能を身に付けるのではなく、「型」に共通する動きや技能を身に付けることが重要という指摘を受け、改善が図られました。

その上で、運動に共通する学習課題に応じて、「ゴール型」「ネット型」「ベースボール型」が示されました。

# 道德

## Q 1 道徳の目標は、どのように改善されましたか。

第3章道徳の「第1 目標」に、『道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。』とあります。新たに加わった部分は「自己の生き方についての考え」です。

これは、中学校段階における「道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚」に発展する前の段階ととらえることができます。つまり小学校から中学校への円滑な移行を目指したものです。

## Q 2 道徳の内容は、どのように改善されましたか。

内容については、四つの視点によって内容項目を構成して示すという考え方は従来どおりとしつつ、以下のような改善が図られました。

第 1 学 年 及 び 第 2 学 年	[ 新たな項目 ] 4 (2) 働くことのよさを感じて、みんなのために働く。 この段階から、児童が身近な集団の役に立つために働くという社会参画への意識を育てることを意図した項目。1 (2)「自分がやらなければならない勉強や仕事」を自己の成長のためにしっかりと行うとする項目との関連や違いを考慮する必要がある。
	[ 改められた項目 ] 現行 2 (2) 身近にいる幼い人や高齢者に温かい心で接し、親切にする。 改訂 2 (2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。 表現を調整し、身近にいる多様な人々に意識を広げられるようにした。 現行 3 (2) 生きることを喜び、生命を大切にすることをもち。 改訂 3 (1) 現行 3 (1) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。 改訂 3 (2)

	<p>3の視点の中で生命を尊重する心の育成を最初に位置付けた。この改善は後述する中・高学年段階のみならず、中学校段階まで同様に行っている。これにより、自然を愛する心や畏敬の念に関する内容等の配列順も含め、学校や学年の段階を通した一貫的な理解がしやすくなった。</p> <p>現行4(1) みんなが使う物を大切にし、約束やきまりを守る。 改訂4(1) 約束やきまりを守り、みんなが使うものを大切にする。 前後の内容を入れ替え、集団のルールをしっかりと守ることをより強調。</p>
<p>第3学年及び第4学年</p>	<p>[ 新たな項目 ]</p> <p>1(5)自分の特徴に気付き、よい所を伸ばす。 児童が自己の生き方を大切に考え、多様な可能性を意識しながら自己のよさを実現するために意欲的に取り組んでいくことが重要であるとの考えを踏まえたもの。</p> <p>[ 改められた項目 ]</p> <p>現行1(1) 自分でできることは自分でやり、節度のある生活をする。 改訂1(1) 自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。 現行1(5) 正直に、明るい心で元気よく生活する。 改訂1(5) 過ちは素直に改め、正直に明るい心で元気よく生活する。 他の学年段階における内容との指導のつながりや発展性をより分かりやすいものとした。また、このことにより、1の視点内での各学年段階間の内容項目のつながりが一層理解しやすくなった。 現行4(2) 働くことの大切さを知り、進んで働く。 改訂4(2) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く 働くことによる社会参画への意識を中学年なりに一層深められるようにした。</p>
<p>第5学年及び第6学年</p>	<p>[ 改められた項目 ]</p> <p>現行1(1) 生活を振り返り、節度を守り節制に心掛ける。 改訂1(1) 生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。 望ましい生活習慣の形成を重視するとともに、生活習慣にかかわる内容項目であることを明確にした。生活の自己改善を図ることの重要性を示した。 現行1(3) 自由を大切にし、規律ある行動をする。 改訂1(3) 自由を大切にし、自律的で責任のある行動をする。 自立心や自律性及び自己に対する責任感をはぐくむことをより明確にした。 改訂4(1) 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にし進んで義務を果たす。</p>

現行 4 (1) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。

改訂 4 (3)

法やきまりを守る態度等の育成にかかる内容を最初に位置付けた。

また、4 (4)と関連させて、社会参画への意欲や態度に関する内容項目としての理解をしやすくした。

Q 3 道徳の時間における「情報モラル」の指導は、道徳の内容とどのように関連させて行えばよいですか。

情報モラルとは情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度ととらえることができ、その内容としては、個人情報保護、人権侵害、著作権等に対する対応、危険回避などネットワーク上のルール、マナーなどが一般に指摘されています。

道徳の内容との関連を考えるならば、例えば、ネット上の書き込みのすれ違いなど他者への思いやりや礼儀の問題及び友人関係の問題、情報を生かすときの法やきまりの遵守に伴う問題など、多岐にわたっています。各学校においては、生徒や地域の実態等を踏まえ、指導に際して配慮すべき内容について検討していくことが重要です。

情報モラルに関する指導について、道徳の時間では、その特質を生かした指導の中での配慮が求められます。

指導に際しては、情報モラルに関わる題材を生かして話し合いを深めたり、コンピュータによる疑似体験を授業の一部に取り入れたり、児童の生活体験の中の情報モラルにかかわる体験を想起させたりする工夫などが考えられます。

## Q 4 指導計画の作成で、改訂された部分や強調された部分はどこですか。

指導計画の作成については、特に次のような改善が図られています。

### 1 校長の方針の下に

道徳教育の指導計画の作成においては、「校長の方針の下に」と示されています。これは、前回の「校長をはじめ全教師が協力して」と比べ、校長の責任とリーダーシップをより一層明確にし、学校として取り組む重点や特色を打ち出す必要があることが示されています。

### 2 道徳教育推進教師

道徳教育の指導計画の作成においては、「校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（道徳教育推進教師）を中心に」と示されています。道徳教育の推進を中心となって担う教師を位置付け、学校として一体的な推進体制をつくることの重要性を示したものです。

### 3 内容項目の取り上げについて

年間指導計画の作成に関しては、「第2に示す各学年段階ごとの内容項目は相当する各学年においてすべて取り上げること」と示されています。このことは、2学年ずつまとめて示している道徳の内容項目について、どの内容も明確に各学年ごとに計画に位置付け、見通しのある適切な指導をすべきことを意味しています。

### 4 内容について

まず、子どもが自らの生き方を積極的に考え、かけがえのない自他の生命を大切にすることを育てることの重要性から、「各学年を通じて自立心や自律性、自他の生命を尊重することを育てることに配慮する」と示され、全ての学年段階にわたる一貫した重点として考慮する内容が示されました。特に低学年では、人間としてしてはならないことをしないこと、中学年では、集団や社会のきまりを守ること、高学年では、法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすことなどが加えられました。そして、各学校での重点化を図るに当たって配慮したい内容が、子どもの発達段階や現在求められる教育課題に即して、より具体的なものとなっています。また、思春期に入る児童も見られる高学年段階では、悩みや葛藤等の心の揺れに加えて、「人間関係の理解」等の課題を例示し、自己の生き方についての考えを一層深められるよう工夫することが示されています。

# 外国語活動

## Q 1 なぜ、外国語活動が導入されたのですか。

外国語活動が小学校第5学年及び第6学年に位置付けられた背景には、中央教育審議会において、次のような答申があったという経緯があります。一つは、グローバル化の急速な進展に伴い、学校教育において外国語教育を充実することが重要な課題となっているということです。もう一つは、あいさつ、自己紹介などの初歩的な外国語に初めて接する活動は中学校よりもむしろ小学校段階になじむものと考えられるということです。

このようなことを踏まえ、小学校においては、外国語に触れたり、体験したりする機会を提供することにより、中学校・高等学校においてコミュニケーション能力を育成するための素地をつくることが重要と考えられました。

また、英語活動は、現在でも多くの小学校で総合的な学習の時間等において取り組まれています。各学校における取組には相当のばらつきがあり、教育の機会均等の確保や中学校との円滑な接続等の観点から、各学校において共通に指導する内容を示すことが必要であると考えられ、導入にいたりました。

ただし、目標や内容を各学校で定める総合的な学習の時間とは趣旨・性格が異なることや、教科のような数値による評価にはなじまないことから、総合的な学習の時間とは別に第5学年及び第6学年において、それぞれ年間35単位時間の授業時数を確保する一方、教科とは位置付けないこととされました。

## Q 2 外国語活動の目標は、どのように設定されましたか。

### 外国語活動の目標

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。

外国語活動の目標は、

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深める。

外国語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。

外国語を通じて、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる。

という三つの柱を踏まえた活動を統合的に体験することで、中学校・高等学校等における外国語科の学習につながるコミュニケーション能力の素地をつくろうとするものです。

は、外国語活動において、児童のもつ柔軟な適応力を生かして、言葉への自覚を促し、幅広い言語に関する能力や国際感覚の基盤を培うため、国語や我が国の文化を含めた言語や文化に対する理解を深めることの重要性を述べたものです。その際、知識のみによって理解を深めるのではなく、体験を通して理解を深めることとされています。

のコミュニケーションへの積極的な態度とは、日本語とは異なる外国語の音に触れることにより、外国語を注意深く聞いて相手の思いを理解しようとしたり、他者に対して自分の思いを伝えることの難しさや大切さを実感したりしながら、積極的に自分の思いを伝えようとする態度などのことです。

は、児童の柔軟な適応力を生かして、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しみ、聞く力などを育てることを述べたものです。あくまでも、体験的に「聞くこと」「話すこと」を通して、音声や表現に慣れ親しむということを意味します。

これら及びの目標は不可分に結びつき、それぞれ補完しあっているものです。これらの目標を踏まえた外国語活動により、コミュニケーション能力の素地が養われることが期待されます。「コミュニケーション能力の素地」とは、小学校段階で外国語活動を通して養われる、言語や文化に対する体験的な理解、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度、外国語の音声や基本的な表現への慣れ親しみを指したものです。これらは、中学校・高等学校の外国語科で目指すコミュニケーション能力を支えるものであり、中学校における外国語科への円滑な移行を図る観点から、目標として明示されています。

また、外国語活動では、「外国語を通じて」行うことが明記されていますが、これはツールとして外国語（英語を取り扱うことが原則）を使うこと、つまり外国語を通じて、日本と外国の言語や文化について体験的に理解を深めさせることが大切であるという観点からです。

さらに、全体の目標は示されていますが、学年毎の目標は学校の実態に応じて設定することとなっています。

### Q 3 外国語活動の内容は、どのように設定されましたか。

#### 外国語活動の内容の構成

外国語活動の内容は目標を達成するためのものであり、「外国語を通して」行われるべきものです。

また、学年ごとに内容を示すのではなく、2学年間を通じて達成される内容が示されています。これは、各学校が児童の実態に応じて、学年ごとの指導内容を設定し、必要な内容を繰り返して指導したりするなど、2学年間を通して柔軟に指導するように設定されています。

内容は、1の「主としてコミュニケーションに関する事項」と、2の「主として言語と文化に関する事項」とで構成されています。

#### コミュニケーションに関する事項

「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度」を育成するためには、実際にコミュニケーションを体験させることが大切であり、次の(1)～(3)の指導内容がそれぞれ設定されています。

##### (1) 外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験すること

外国語活動では、単に児童が喜ぶような楽しい活動を行えばよいというものではなく、児童が使える外国語を駆使し、様々な相手と互いの思いを伝え合い、コミュニケーションを図ることの楽しさを実際に体験することが大切です。つまり、ゲームばかり行って楽しかったという授業ではなく、授業の終わりに子どもが「分かった」「気付いた」「知った」と実感できるものを目指してほしいものです。

##### (2) 積極的に外国語を聞いたり、話したりすること

外国語を初めて学習することを踏まえ、児童に過度の負担をかけないために、「外国語を聞いたり、話したりすること」が主な活動内容に設定されています。児童が聞いたことのある表現や身近な内容を活用し、児童の発達の段階や興味関心にあった身近なコミュニケーションの場面で外国語での「聞くこと」「話すこと」を体験させることが大切です。その際、表現や単語を教え込むのではなく、体験的な学習が効果的です。

##### (3) 言語を用いてコミュニケーションを図ることの大切さを知ること

児童が豊かな人間関係を築くためには、言語によるコミュニケーション能力を身に付けることが求められています。そこで外国語活動では、多くの表現を覚えたり、細かい文法事項を理解したりすることよりも、実際に

言語を用いてコミュニケーションを図る体験を通して、それらの大切さに気付かせることが重要とされています。これから、児童は、いろいろな国の人とコミュニケーションを図る機会が増えることでしょう。そのためにも、この段階で言語によるコミュニケーション能力を身に付けることの大切さを実感させる必要があります。

#### 言語と文化に関する事項

- (1) 外国語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと

外国語活動においては、音声面に関して児童の柔軟な適応力を十分生かすことが可能と考えられ、外国語のもつ音声やリズムなどに慣れ親しませることが大切になります。体験を通して、日本語との違いを知ること、言葉の面白さや豊かさに気付かせることができます。

- (2) 日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知り、多様なものの見方や考え方があることに気付くこと

外国語活動では、外国の文化のみならず我が国の文化を含めた様々な国や地域の生活、習慣、行事などを積極的に取り上げていくことが期待されます。また、その際には、児童にとって身近な日常生活における食生活や遊び・地域の行事など生活に密着したものや、地域の行事などを取り扱うことが適切とされています。外国語活動を通して、多様な文化の存在を知り、また、日本の文化と異文化との比較により、様々な見方や考え方があることに気付くとともに、我が国の文化についても理解が深まることが期待されます。

- (3) 異なる文化をもつ人々との交流等を体験し、文化等に対する理解を深めること

日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知り、多様なものの見方や考え方があることに気付くことは、外国語活動における大切な指導事項であり、体験的な活動を通して指導されるべきものです。そこで、ネイティブ・スピーカー（ALTや留学生など）や地域に住む外国人など、異なる文化をもつ人々との交流を通して、体験的に文化等の理解を深めることが大切となります。

Q 4 他教科との関連については、どのようなことに配慮したらよいですか。

指導内容や活動については、児童の興味・関心にあったものとされており、たとえば、国語科、音楽科、図画工作科などの他教科等で児童が学習したことを活用するなどの工夫により、指導の効果を高めるようにすることが求められます。

国語科は言葉の大切さや豊かさに気づかせ、言語に対する関心を高め尊重するという点で、音楽科は歌、リズムという点で関連があり、また、図画工作科は児童の作品を有効活用できます。たとえば、国語科では、外来語の成り立ちや元々の言葉との違いに気付かせたり、発表などを通して、話し手の意図をとらえながら聞き、自分の考えと比べることができるようにしたりするなどの工夫が考えられます。もちろん、その他の教科においても、外国語活動において十分に活用できる教材を工夫することができます。

このように、他教科等の学習の成果を、外国語活動の中に適切に生かすためには、相互の関連について検討し、指導計画に位置付けることが重要です。

Q 5 文字については、どの程度まで扱えばよいのですか。

ローマ字の学習は、現在、小学校において年間2時間程度指導しているのが現状です。これまでは4年生で学習していましたが、新学習指導要領では3年生で扱うこととなります。それに関連して、英語ノートではアルファベットも扱うこととなっています。

しかし、外国語活動では、音声面を中心とした指導となり、アルファベットなどの文字や単語の取扱いについては、児童の学習負担に配慮しつつ、音声面によるコミュニケーションを補助するものとして用いることとされています。たとえば、文字についてはアルファベットの活字体の大文字および小文字に触れる段階にとどめたり、アルファベットなどの文字指導は外国語の音声に慣れ親しんだ段階で開始したりするなどです。

Q 6 英語ノートの取扱いについて、どのような配慮が必要ですか。

平成20年度は、拠点校において試作版が使用されていますが、平成21年度は、すべての第5学年および第6学年の児童に英語ノートが配布されます。「英語ノート1」が第5学年、「英語ノート2」が第6学年を想定して作成されていますが、第6学年でも初めて英語活動に触れる場合は、「英語ノート1」を使用してもよいこととなっています。どちらを取り扱うかについては、今年度中に各学校に対し、事前に調査されることとなっています。

英語ノートは教科書ではないので、絶対に使用しなければならないということはありません。ただし、新学習指導要領に基づいて作成されたものなので、是非、活用してください。各学校や自治体で独自に教材等を作成した場合は、その教材を使用してもかまいませんが、新学習指導要領の内容に沿ったものであるかどうかの確認が必要です。

英語ノートは児童用の他に、付属のCD（学級数に応じて）、教師用指導書も配布されます。特に、教師用指導書の取扱いについては、最大限の表現等が盛り込まれていますので、児童や指導者の状況に応じて活用するよう留意してください。

また、指導計画についても、必ずしもこの通りに進める必要はありません。単元等の組み替えや、活動の差し替え等、学校や学級の状況に応じて活用してください。

Q 7 移行期間中の取扱いはどのようにになりますか。また、総合的な学習の時間との関連はどのようにになりますか。

外国語活動は、移行期間中、各学校の裁量により授業時数を定めて実施（各学年で週1コマまで）することができ、その際は、総合的な学習の時間の授業時数を充てることが可能となります。

総合的な学習の時間は平成21年度から先行実施となり、これまでの

「外国語会話」は削除されたため、総合的な学習の時間に外国語活動を行うことはできなくなります。今回の改訂で、総合的な学習の時間とそれぞれの教科の位置付けが明確となり、総合的な学習の時間に特定の教科の技能の習得を図るものはふさわしくないとされ、教育課程全体として機能するよう見直しが図られました。

ただし、これまで各学校において実践されてきた「英語活動」の内容が、全く総合的な学習の時間に行えなくなったわけではありません。今後、中学年や高学年において総合的な学習の時間に国際理解の内容を行う場合は、問題解決や探究活動など総合的な学習の時間の目標に照らして適切に行われる必要があり、総合的な学習の時間においてつけさせた力を育てるものであるかどうかを確認する必要があります。

なお、総合的な学習の時間における名称は、「国際理解」が適切であるとされています。

# 総合的な学習の 時間

## Q 1 総合的な学習の時間の趣旨やねらいは、どのように変わりましたか。

今回の改訂では、総合的な学習の時間の教育課程における位置付けを明確にし、各学校における指導の充実を図るため、これまで総則に定めていた総合的な学習の時間を第5章として位置付けることになりました。その中で、目標、指導計画の作成と内容の取扱いなどについて示されました。

これまで、総合的な学習の時間については、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむために、既存の教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習となることを目指して実施されてきました。今回の改訂では、このことに加えて「探究的な学習」となることを目指しています。基礎的・基本的な知識・技能の定着やこれらを活用する学習活動は、教科で行うことを前提に、総合的な学習の時間においては、体験的な学習に配慮しつつ、「探究的な学習」となるよう充実を図ることが求められています。

## Q 2 探究的な学習を進めるために、どのようなことに留意すればよいですか。

探究的な学習とするためには、「課題の設定（体験的な活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ）」、「情報の収集（必要な情報を取り出したり収集したりする）」、「整理・分析（収集した情報を、整理したり分析したりして思考する）」、「まとめ・表現（気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する）」の四つの学習過程が、何度も繰り返され、スパイラルに高まっていくことが重要です。

もちろん、こうした探究の過程は、いつも～が順序良く繰り返されるわけではなく、順番が前後することもありますし、一つの活動の中に複数のプロセスが一体化して同時に行われる場合もあります。～の学習過程は、およそのイメージですが、このイメージを教師がもつことによって、探究的な学習を具現化するために必要な教師の指導性を発揮することにもつながります。

Q 3 「各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める」とありますが、どういうことですか。

「第1の目標を踏まえ」とは、各学校が目標を定めるのに際し、国が示した第1の目標を構成する以下の五つの要素を含むよう配慮すべきことを意味しています。

- 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと
- 自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること
- 学び方やものの考え方を身に付けること
- 問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること
- 自己の生き方を考えることができるようにすること

各学校において定める目標については、この五つの要素をその趣旨において含んでいれば、各学校や児童の実態に応じて、より具体的な表現を盛り込む、いずれかを重点化する、さらに別な要素を付け加える、といったことも可能です。また、そうであってこそ、各学校において、独自に目標を定める意味があります。

Q 4 総合的な学習の時間において、育てようとする資質や能力及び態度は、どのようにとらえればよいですか。

育てようとする資質や能力及び態度とは、各学校において定める目標を、より具体的・分析的に示したものです。

第3の1の(4)に「育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかわりに関する事などの視点を踏まえること」とあるように、育てようとする

る資質や能力及び態度の設定に際しては、これら三つの視点に配慮する必要があります。この三つの視点は、あくまでも例示であり、各学校の取組を制限するものではありませんが、全国の学校の取組を国として整理し、参考例として示したものですので、各学校においては三つの視点を参考にするとともに、それらを地域や学校、児童の実態に応じて独自に工夫することが期待されています。

### Q 5 指導計画を作成する上で、どのような点に留意すればよいですか。

総合的な学習の時間が実効性のあるものとして実施されるためには、地域や学校、児童の実態や特性を踏まえ、各教科等を視野に入れた全体計画及び年間指導計画を作成することが求められます。

- ・全体計画 = 指導計画のうち、学校として、この時間の教育活動の基本的な在り方を概括的・構造的に示すものである。
- ・年間指導計画 = 全体計画を踏まえ、その実現のために、どのような学習活動を、どのような時期に、どのくらいの時数で実施するのかなどを示すものである。

作成にあたって、次の点に留意する必要があります。

- (1) 指導計画で示しておくべきこととして、目標、育てようとする資質や能力、内容、学習活動、指導方法、指導体制、学習の評価の七つがあげられる。(指導計画を構成する七つの要素)
- (2) 総合的な学習の時間の学習活動は一連の問題の解決や探究活動のまとまりとしての単元計画、それを配列し、組織した年間指導計画において示される。
- (3) 年間指導計画作成に当たって次のことに留意すべきである。
  - 生徒の学習経験に配慮すること
  - 十分な見通しをもった周到な計画にすること
  - 季節や行事など適切な活動時期を生かすこと
  - 各教科等との関連を見通すこと
  - 学年間の関連を見通すこと
  - 弾力的な運用に耐えうる柔軟性をもつこと

外部の教育資源の活用及び異校種との連携や交流に意識すること

- (4) 総合的な学習の時間の目標を踏まえて自分の学校の目標を設定し、それを踏まえて、育てようとする資質や能力及び態度と内容を設定する。これをもとに単元が計画され、実施される。
- (5) 指導計画の作成に当たっては、校長の指導の下、全教職員がそれぞれの特性と専門性を発揮しながら一致協力して、自律的、創造的に行うことが重要である。
- (6) 目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、具体的な学習活動や指導方法、学校全体の指導体制、評価の在り方、学年間・学校段階間の連携等について、学校として自己点検・自己評価を行うことが大切である。

Q 6 地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動が重視されています。学習を進める際、配慮すべき事がありますか。

学習は、問題の解決や探究活動を通して行うことが欠かせません。地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題とは、地域の伝統、文化、行事、生活習慣、産業、経済などにかかわる、各地域や各学校に固有な諸課題のことです。これらの特色に応じた課題は、正解や答えが一つに定まっているものではなく、従来の各教科等の枠組みでは必ずしも適切に扱うことができません。したがって、こうした課題を総合的な学習の時間の内容として取り上げ、具体的な学習活動としていくことには大きな価値があります。

探究的な学習を通して、児童自らの力で解決に取り組み、その結果として自分の地域のよさに気づき、地域への誇りと愛着をはぐくんでいくような学習活動が展開されることが求められています。

Q 7 総合的な学習の時間を朝の10分間程度の短い時間でとることは考えられますか。

10分間の短時間では、探究的な学習とは言わず、総合的な学習の時間の趣旨にそぐわないと考えられます。例えば、朝の読書などは探究的とは言えません。探究的な学習としての計画が整備されていて、評価まで行うことが必要です。

Q 8 移行期間中の授業時数は、どのようになりますか。

総合的な学習の時間については、「移行期間中も、新小学校学習指導要領第5章の規定によるものとする」とあり、標準授業時数（3年生95時間、4年生100時間、5・6年生75～110時間）も示されています。これを基に計画を見直し、実践していくことが必要です。

なお、5・6年生の標準授業時数は、外国語活動の授業時数とのバターのみのみ、変更可能です。外国語活動を35時間する場合は、 $110 - 35 = 75$ となり、総合的な学習の時間の授業時数は、75時間となります。5・6年生の総合的な学習の時間の授業時数を、外国語活動以外の授業時数に流用することはできません。

Q 9 総則の第3の5「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」について補足してください。

これは総合的な学習の時間についての記述であり、横断的・総合的な学習や探究的な学習が実施されていることが前提となっています。

例えば、総合的な学習の時間に行われる自然体験活動は、環境や自然を課題とした問題の解決や探究活動として行われると同時に、特別活動の「遠足・集団宿泊的行事」と同様の成果も期待できると考えられます。その場合、総合的な学習の時間とは別に、特別活動の「遠足・集団宿泊的行事」として改めて体験活動を行わなくてもよいということです。これは、総合的な学習の時間を行ったことで、特別活動を行ったことにしてよいということであり、特別活動を行って総合的な学習の時間になるというわけではありません。

運動会の練習や遠足など、特別活動の学校行事を総合的な学習の時間として、安易に流用して実施することを許容しているわけではありません。

Q 10 総合的な学習の時間における「情報に関する学習」については、どのような配慮が必要ですか。

情報に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、情報の収集・整理・発信をしたり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにすること

が前提となります。情報スキルについては、実際に課題を解決する過程を通して身に付けさせることとなります。つまり、情報スキルを身に付けることのみを目的とした授業は、総合的な学習の時間にふさわしい学習とは言えません。

Q11 移行期間中にすべきことはどのようなことですか。

次の三つのことが考えられます。

一つ目は、「計画の見直し」です。観点としては、意図的、組織的な計画になっているか、ふさわしい体験活動が位置付いているのか、教科との効率的な関連が図られているか等です。

二つ目は、「体制の見直し」です。観点としては、全職員での指導体制となっているか、コーディネーター役など中核となって意図するような組織というようなものが位置付いているか、時間割など校内環境が適切に整備されているか、外部連携が効率的に図られているかどうか等を見直す必要があります。

三つ目は、「授業の見直し」です。四つの学習過程（課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現）が具現化されているか見直す必要があります。

この三つの見直しを移行期間中に行い、各学校において適切な計画を作成してください。

# 特別活動

## Q 1 特別活動の目標は、どのように改善されましたか。

### 特別活動の目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

特別活動は、「望ましい集団活動」を通して、「心身の調和のとれた発達」、「個性の伸長」、「集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築く」などの「自主的、実践的な態度」を育て、「自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力」を養うことを目標とする教育活動です。

今回、「人間関係」や「自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う」が新たに目標に加えられました。これは、今日的な課題を踏まえ、望ましい集団活動を通してよりよい人間関係を築くとともに、自己の生き方についての望ましい認識をもつなど考えを深め、集団の一員として自己をよりよく生かすことができるようにするなど、道徳的実践の指導の一層の充実を図り、豊かな人間性や社会性、自律性を備えた児童を育てることを目指したことによるものです。

つまり、目標の改善においては、「人間関係」を加えたこと、また、道徳的実践の指導の充実を図る観点から「自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う」を加えたこと、さらに、特別活動の目標を受けて、各活動・学校行事を通して育てたい態度や能力を目標として新たに示したことがポイントとなります。

Q 2 特別活動の内容は、どのように改善されましたか。また、移行期間中における内容の取扱いについての留意点を示してください。

四つの内容で構成されることはこれまでどおりであるとした上で、次のような改善が行われています。

学級活動の改善について

- ・ よりよい人間関係を築き、楽しい生活をつくるなど、自分たちの学級や学校の生活の充実と向上のために主体的に参画し、進んで話し合い、協力して実現しようとする自主的、実践的な態度の育成を重視したこと。
- ・ 学級集団の課題に即した指導ができるようにするために、低・中・高学年ごとに「内容」を示したこと。
- ・ いずれの学年においても取り扱う内容を「共通事項」として示し、活動内容(1)を「学級や学校の生活づくり」に改め、活動内容(2)の「日常生活や学習への適応及び健康安全」に「清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解」「食育の観点を踏まえた」を加えたこと。

児童会活動の改善について

新たに「児童会の計画や運営」「異年齢集団による交流」「学校行事への協力」という三つの内容を示したこと。

クラブ活動の改善について

新たに「クラブの計画や運営」「クラブを楽しむ活動」「クラブの成果の発表」という三つの内容を示したこと。

学校行事の改善について

- ・ 多様な人々との交流体験や文化的な体験などを重視する観点から、遠足集団宿泊的行事の内容に「自然の中での集団宿泊活動など」と「人間関係など」を加えたこと。
- ・ 「学芸的行事」を「文化的行事」と改め、「文化や芸術に親しむ活動」を加えたこと。

特別活動は、移行措置において、「新小学校学習指導要領の規定による」とされていますので、平成20年度中に新小学校学習指導要領の第6章の規定を十分に理解するとともに、この規定に即した全体計画及び年間指導計画を作成し、平成21年度からの確実な実施に努める必要があります。

### Q3 総合的な学習の時間との関連について示してください。

関連を考えるに当たっては、まず、それぞれの目標や内容を正しく理解しておく必要があります。

両者の大きな違いは、特別活動の特質が「望ましい集団活動を通して」にあること、総合的な学習の時間の特質が「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して」にあることととらえることができます。

一方、共通性は、両者とも児童が自主的あるいは主体的に物事に取り組む態度を養うことを目標としていること、各種のグループや異年齢集団などにおいて活動が行われるものであるとともに、社会体験を重視したり、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合いを大切にしたりすることです。

このような点を踏まえ、両者の関連を図った指導を行うことが重要ですが、具体的には、特別活動として実施する集団宿泊活動において、例えば、数日間実施するうち、探究的な学習として実施したり、このことに関連して事前や事後に指導をしたりする部分について、総合的な学習の時間として行うなどが考えられます。

その際、とりわけ特別活動の学校行事については、その趣旨と総合的な学習の時間の趣旨を相互に生かし、両者の活動を関連させることにより、結果として活動の成果が大きくなるようにすることが大切です。

さらに、総合的な学習の時間において計画した学習活動が、学習指導要領に示した特別活動の目標や内容と同等の効果が得られる場合には、総合的な学習の時間の実施によって、特別活動の学校行事の実施に替えることができることとする規定（総則第3の5）が設けられました。

Q 4 [クラブ活動]の内容に「主として第4学年以上の同好の児童をもって・・・」と書いてありますが、第3学年から実施してもよいですか。

クラブ活動の指導計画については、児童数や学級数の多少、指導に当たる教職員の組織、施設、設備などの学校の実態を考慮して、設置するクラブの数や人数、活動内容などを定めて指導計画を作成する必要があります。

例えば、児童数が少ない学校（小規模校）においては、第3学年や低学年からクラブ活動に参加できるようにしたり、その人数に見合ったクラブの数を組織したりするなどの工夫が考えられますし、地域の実態に即したクラブ活動（近隣の老人クラブを生かして交流を楽しむクラブ活動、自然豊かな環境を生かして野外活動を楽しむクラブ活動など）も考えられます。

以上のことから、「実施してもよい」という結論になります。各学校の創意工夫を生かすとともに、学級や学校の実態、児童の発達段階などを考慮し、児童による自主的、実践的な活動が展開されるよう努めてください。

Q 5 [学校行事]の(5)勤労生産・奉仕的行事において、教育課程内で行えるボランティア活動の具体的な例を示してください。

勤労生産・奉仕的行事のねらいは、学校内外の生活の中で、勤労生産やボランティア精神を養う体験的な活動を経験することによって、勤労の価値や必要性を体得できるようにするとともに、自らを豊かにし、進んで他に奉仕しようとする態度を育てることです。

具体的な活動例としては、飼育栽培活動、校内美化活動、地域社会の清掃活動、公共施設等の清掃活動、福祉施設との交流活動などが考えられます。

実施上の留意点は、以下の5点です。

学校や地域社会に奉仕し、公共のために役立つことや働くことの意義を理解するなど、あらかじめ、児童が十分にその行事の教育的意義を理解し、進んで活動できるように指導する。

飼育や栽培の活動で収穫したものの扱いについては、生産の喜びを味わえるような指導を配慮する。

勤労体験や学校外におけるボランティア活動などの実施に当たっては、児童の発達の段階を考慮して計画し、実施することが望まれる。その際、児童の安全に対する配慮を十分に行うようにする。

一般的に行われている大掃除は、健康安全・体育的行事として取り扱う場合もあるが、特に勤労面を重視して行う場合は、勤労生産・奉仕的行事として取り扱うことも可能である。

「勤労生産・奉仕的行事」については、総合的な学習の時間で、ボランティア活動や栽培活動を行うことによって代替することが考えられる。その際、「勤労生産・奉仕的行事」が、「勤労の尊さ」と「生産の喜び」の両方を体得する活動であることから、例えば、総合的な学習の時間における学習活動により生産の喜びを体得できない場合には、学校行事において「生産の喜び」を体得する活動を別に行う必要がある。

## 引用・参考資料

- ・ 小学校学習指導要領(平成20年3月)
- ・ 小学校学習指導要領解説 総則編及び各教科等偏  
(平成20年7月)
- ・ 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別  
支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」  
(平成20年1月)
- ・ 文部科学省ホームページ 「小学校新教育課程説明会(中央説明会)で  
の質問事項について」(2008年7月17日掲載)